

札幌市土木工事共通仕様書

新旧対照表

札幌市土木工事共通仕様書（令和5年10月版）」を一部改定し、令和6年（2024年）10月1日より適用する。

札幌市財政局 管財部 工事管理室 技術管理課

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定	(旧) 令和5年10月版	備考
I 土木工事共通仕様書（本文） 第1編 共通編 第1章 総則	I 土木工事共通仕様書（本文） 第1編 共通編 第1章 総則	
1－1－1－13 工事の下請負 <p>1. 受注者は、工事を下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 下請負人は、札幌市の工事指名競争参加資格者である場合には参加停止期間中でないこと、暴力団関係事業者等（暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者という。以下同じ。）でないこと、又は暴力団関係事業者等であること等の理由により、札幌市が行う競争入札への参加を除外されていないこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2. (略)</p>	1－1－1－13 工事の下請負 <p>1. 受注者は、工事を下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 下請負人は、札幌市が行う競争入札に関する参加停止期間中でないこと、暴力団関係事業者等（暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者という。以下同じ。）でないこと、又は暴力団関係事業者等であること等の理由により、札幌市が行う競争入札への参加を除外されていないこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2. (略)</p>	文言の修正
1－1－1－22 建設副産物 <p>1.～8. (略)</p> <p>9. 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</p> <p>また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>10. 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> <p>11. 受注者は再生資源利用（促進）計画書を書面または映像（デジタルサイネージ）により公衆が見やすい場所へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。</p> <p>12. 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を記録し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る情報入力システム※により作成し、工事監督員に提出するとともに5年間保管しなければならない。また、工事監督員から請求があったときは、当該実施状況を報告しなければならない。</p> <p>※建設副産物に係る情報入力システムとは、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）とする。これにより難い場合、国土交通省が提供するExcel形式の様式を活用する。</p>	1－1－1－22 建設副産物 <p>1.～8. (略)</p> <p>9. 受注者は再生資源利用（促進）計画書を書面または映像（デジタルサイネージ）により公衆が見やすい場所へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。</p> <p>10. 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を記録し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る情報入力システム※により作成し、工事監督員に提出するとともに5年間保管しなければならない。また、工事監督員から請求があったときは、当該実施状況を報告しなければならない。</p> <p>※建設副産物に係る情報入力システムとは、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）とする。これにより難い場合、国土交通省が提供するExcel形式の様式を活用する。</p>	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 6 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 5 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書（本文） 第1編 共通編 第1章 総則	I 土木工事共通仕様書（本文） 第1編 共通編 第1章 総則	
1－1－1－32 工事中の安全確保 1. 受注者は、 最新の 土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達_____）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月）港湾工事安全施工指針（（社）日本埋立浚渫協会）、潜水作業安全施工指針（（社）日本潜水協会）、作業船団安全運航指針（（社）日本海上起重技術協会）及び JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2. ~22. (略)	1－1－1－32 工事中の安全確保 1. 受注者は、 _____ 土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、 令和 5 年 3 月 ）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月）港湾工事安全施工指針（（社）日本埋立浚渫協会）、潜水作業安全施工指針（（社）日本潜水協会）、作業船団安全運航指針（（社）日本海上起重技術協会）及び JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2. ~22. (略)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 6 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 5 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書（本文） 第1編 共通編 第1章 総則	I 土木工事共通仕様書（本文） 第1編 共通編 第1章 総則	
1－1－1－38 交通安全管理 1.～4. (略) 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（令和 5 年 3 月 内閣府・国土交通省令第 1 号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（道路局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号）、「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号）「道路工事保安施設設置基準」（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月）及び「 <u>図付表</u> 1. 道路工事に伴う道路標識の設置基準等」に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。 6.～9. (略) 10. 通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和 3 年 7 月改正 政令第 198 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可、または道路法第 47 条の 10 に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和 5 年 3 月改正 政令第 54 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 5 年 5 月改正 法律第 19 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 11. (略) 12. 交通誘導警備員の資格 (略) (1) (略) (2) 檢定合格警備員であることを確認できる資料として、交通誘導警備業務に係る一級または二級検定合格証明書の写しを施工計画書 <u>もしくは施工体制台帳</u> に含めて工事監督員に提出しなければならない。 やむを得ない理由により検定合格者を含む交通誘導警備員を配置できない場合（公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場を除く）は、その理由書と交通処理計画を工事監督員に提出し、対応を協議しなければならない。 13.～16. (略)	1－1－1－38 交通安全管理 1.～4. (略) 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（令和 3 年 9 月 内閣府・国土交通省令第 2 号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（道路局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号）、「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号）「道路工事保安施設設置基準」（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月）及び「 <u>図付表</u> 1. 道路工事に伴う道路標識の設置基準等」に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。 6.～9. (略) 10. 通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和 3 年 7 月改正 政令第 198 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可、または道路法第 47 条の 10 に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和 4 年 1 月改正 政令第 16 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 11. (略) 12. 交通誘導警備員の資格 (略) (1) (略) (2) 檢定合格警備員であることを確認できる資料として、交通誘導警備業務に係る一級または二級検定合格証明書の写しを施工計画書 <u>もしくは施工体制台帳</u> に含めて工事監督員に提出しなければならない。 やむを得ない理由により検定合格者を含む交通誘導警備員を配置できない場合（公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場を除く）は、その理由書と交通処理計画を工事監督員に提出し、対応を協議しなければならない。 13.～16. (略)	諸基準類の改定に伴う変更 諸基準類の改定に伴う変更 諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 6 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 5 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書（本文） 第1編 共通編 第1章 総則	I 土木工事共通仕様書（本文） 第1編 共通編 第1章 総則	
1－1－1－40 諸法令の遵守 1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。 (1)～(9) (略) (10)健康保険法 (令和 5 年 5 月改正法律第 31 号) (11)～(12) (略) (13)出入国管理及び難民認定法 (令和 4 年 12 月改正法律第 97 号) (14) (略) (15)道路交通法 (令和 5 年 5 月改正法律第 19 号) (16)道路運送法 (令和 5 年 4 月改正法律第 18 号) (17)～(21) (略) (22)港湾法 (令和 4 年 11 月改正法律第 87 号) (23)～(40) (略) (41)電気事業法 (令和 5 年 6 月改正法律第 44 号) (42)消防法 (令和 5 年 6 月改正法律第 58 号) (43) (略) (44)建築基準法 (令和 5 年 6 月改正法律第 58 号) (45)～(57) (略) (58)厚生年金保険法 (令和 5 年 3 月改正法律第 3 号) (59)～(62) (略) (63)所得税法 (令和 5 年 6 月改正法律第 44 号) (64) (略) (65)船員保険法 (令和 5 年 5 月改正法律第 31 号) (66)著作権法 (67)電波法 (令和 4 年 12 月改正法律第 93 号) (68)～(69) (略) (70)農薬取締法 (令和 5 年 5 月改正法律第 36 号) (71)毒物及び劇物取締法 (令和 5 年 5 月改正法律第 36 号) (72)～(74) (略) (75)個人情報の保護に関する法律 (令和 5 年 11 月改正法律第 79 号) (76)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和 5 年 6 月改正法律第 58 号) (77)～(82) (略)	1－1－1－40 諸法令の遵守 1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。 (1)～(9) (略) (10)健康保険法 (令和 2 年 6 月改正法律第 52 号) (11)～(12) (略) (13)出入国管理及び難民認定法 (令和 3 年 6 月改正法律第 69 号) (14) (略) (15)道路交通法 (令和 4 年 4 月改正法律第 32 号) (16)道路運送法 (令和 2 年 6 月改正法律第 36 号) (17)～(21) (略) (22)港湾法 (令和 4 年 3 月改正法律第 7 号) (23)～(40) (略) (41)電気事業法 (令和 4 年 6 月改正法律第 74 号) (42)消防法 (令和 3 年 5 月改正法律第 36 号) (43) (略) (44)建築基準法 (令和 4 年 5 月改正法律第 55 号) (45)～(57) (略) (58)厚生年金保険法 (令和 3 年 6 月改正法律第 66 号) (59)～(62) (略) (63)所得税法 (令和 4 年 6 月改正法律第 71 号) (64) (略) (65)船員保険法 (令和 3 年 6 月改正法律第 66 号) (66)著作権法 (67)電波法 (令和 4 年 6 月改正法律第 70 号) (68)～(69) (略) (70)農薬取締法 (令和元年 12 月改正法律第 62 号) (71)毒物及び劇物取締法 (平成 30 年 6 月改正法律第 66 号) (72)～(74) (略) (75)個人情報の保護に関する法律 (令和 4 年 5 月改正法律第 54 号) (76)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和 2 年 6 月改正法律第 42 号) (77)～(82) (略)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 6 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 5 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書（本文） 第1編 共通編 第1章 総則	I 土木工事共通仕様書（本文） 第1編 共通編 第1章 総則	
1－1－1－43 工事測量 1. ~ 6. (略) 7. 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受ける恐れのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。 また、公共基準点、街区基準点、境界杭について、位置、高さ、権利または占有関係が不明とならないよう保全等の措置を行うこと。 8. (略)	1－1－1－43 工事測量 1. ~ 6. (略) 7. 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受ける恐れのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。 8. (略)	文言の追加
1－1－1－48 法定外の労災保険の付保 1. ~ 3. (略) 5. 契約書第 24 条に基づき工期を変更したことにより、工期が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受注者は速やかに保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、保険証券の写しもしくは加入証明書の原本または写しを工事監督員へ提出しなければならない。 6. ~ 7. (略)	1－1－1－48 法定外の労災保険の付保 1. ~ 3. (略) 5. 契約書第 24 条に基づき工期を変更したことにより、工期が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受注者は速やかに保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、保険証券の写し _____ を工事監督員へ提出しなければならない。 6. ~ 7. (略)	文言の修正
1－1－1－60 週休二日の対応 1. 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を工事監督員に報告しなければならない。 なお、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は 1 か月ごとに 4 週 8 休以上の現場閉所 _____ 、または、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保できるよう努めるものとする。	1－1－1－60 週休二日の対応 1. 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を工事監督員に報告しなければならない。 なお、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は 1 か月ごとに 4 週 8 休以上の現場閉所が達成 _____ できるよう努めるものとする。	文言の修正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定	(旧) 令和5年10月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第1編 共通編 第2章 材料	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第1編 共通編 第2章 材料	
1－2－5－3 アスファルト舗装用骨材 1.～4. (略) 5. 鉄鋼スラグ (路盤材用) の規格は、表2－9の規格に適合するものとする。 表2－9 (略) [注1]～[注4] (略) [注5] エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。 6. (略)	1－2－5－3 アスファルト舗装用骨材 1.～4. (略) 5. 鉄鋼スラグ (路盤材用) の規格は、表2－9の規格に適合するものとする。 表2－9 (略) [注1]～[注4] (略) [注5] <u>MS、HMS、CSに用いる製鋼スラグについて、電気炉系スラグを3ヶ月以上大気エージングした結果、水浸膨張比が0.6%以下となつた場合</u> <u>は、施工実績等を参考にして、膨張性が安定したこと</u> を十分確認できれば、 <u>上表の大気エージング期間を短縮することができる。</u> 6. (略)	諸基準類との統一
1－2－5－7 凍上抑制層材料 1.～4. (略) 5. (略) 表2－19 (略) 表2－19－2 (略) (注1) (略) (注2) 凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法 (JGS0172-2009)、 <u>道路土工-排水工指針の資料-10 凍上試験方法 (開発局法)</u> 、 <u>または東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法 (JHS112)</u> による。	1－2－5－7 凍上抑制層材料 1.～4. (略) 5. (略) 表2－19 (略) 表2－19－2 (略) (注1) (略) (注2) 凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法 (JGS0172-2009)、 <u>道路土工要綱の資料-13 土の凍上試験方法</u> 、 <u>又は東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法 (JHS112)</u> による。	諸基準類との統一
1－2－5－8 凍上抑制層材料 1.～2. (略) 3. (略) 表2－20 (略) [注1]～[注3] (略) [注4] 凍上試験は 地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法 (JGS0172-2009)、 <u>道路土工-排水工指針の資料-10 凍上試験方法 (開発局法)</u> 、 <u>または東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法 (JHS112)</u> による。	1－2－5－8 凍上抑制層材料 1.～2. (略) 3. (略) 表2－20 (略) [注1]～[注3] (略) [注4] 凍上試験は 地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法 (JGS0172-2009)、 <u>道路土工要綱の資料-13 土の凍上試験方法</u> 、 <u>又は東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法 (JHS112)</u> による。	諸基準類との統一

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 6 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 5 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第1編 共通編 第2章 材料	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第1編 共通編 第2章 材料	
1－2－8－3 混和材料 1.～4. (略) 5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書（基準編）[2023年制定]JSCE-D 102-2023 吹付コンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2023年9 月）の規格に適合するものとする。 6. (略)	1－2－8－3 混和材料 1.～4. (略) 5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書（基準編）[2018年制定]JSCE-D 102-2018 吹付コンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2018年10 月）の規格に適合するものとする。 6. (略)	諸基準類の改定に伴う変更
1－2－8－4 コンクリート用水 コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道又は JIS A 5308（レディーミックス トコンクリート）の附属書 JC（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる 水）の規格に適合したものでなければならない。また養生水は、油、酸、塩類等コ ンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	1－2－8－4 コンクリート用水 コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道又は JIS A 5308（レディーミックス トコンクリート）の附属書 C（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる 水）の規格に適合したものでなければならない。また養生水は、油、酸、塩類等コ ンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	誤植訂正
1－2－10－3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正 政令第 276 号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-34、2-35、2- 36の規格に適合するものとする。 表2-34 (略) 表2-35 (略) 表2-36 (略)	1－2－10－3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和4年2月改正 政令第 51号） に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-34、2-35、2-36の 規格に適合するものとする。 表2-34 (略) 表2-35 (略) 表2-36 (略)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 6 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 5 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第1編 共通編 第3章 一般施工	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第1編 共通編 第3章 一般施工	
1－3－2－1 適用すべき諸基準 <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(12) (略) (13) 環境省水質汚濁に係わる環境基準について (環境省告示第 6 号) (令和 5 年 3 月) (14)～(27) (略) (28) 日本道路協会鋼管矢板基礎設計施工便覧 [令和 4 年度改訂版] (令和 5 年 2 月) (29)～(39) (略) (40) 労働省騒音障害防止のためのガイドライン (令和 5 年 4 月) (41)～(44) (略) (45) 土木学会 コンクリート標準示方書 (基準編) [2023 年制定] (令和 5 年 9 月)</p>	1－3－2－1 適用すべき諸基準 <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(12) (略) (13) 環境省水質汚濁に係わる環境基準について (環境省告示第 62 号) (令和 3 年 10 月) (14)～(27) (略) (28) 日本道路協会鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成 9 年 12 月) (29)～(39) (略) (40) 労働省騒音障害防止のためのガイドライン (平成 4 年 10 月) (41)～(44) (略) (45) 土木学会 コンクリート標準示方書 (基準編) [2018 年制定] (平成 30 年 10 月)</p>	諸基準類の改定に伴う変更
1－3－6－2 アスファルト舗装の材料 1.～18. (略) 19. 加熱アスファルト安定処理路盤材の骨材の粒度は表 3－21 を標準とする。 <hr/> 表 3－20 (略) 表 3－21 (略)	1－3－6－2 アスファルト舗装の材料 1.～18. (略) 19. 加熱アスファルト安定処理路盤材の骨材の粒度は表 3－21 を標準とする。 <u>再生加熱アスファルト安定処理混合物についても適用する。</u> 表 3－20 (略) 表 3－21 (略)	他項目との整合

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 6 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 5 年 10 月版	備考																								
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート																									
1－5－1－1 適用 1. ~ 2. (略) 3. 受注者は、コンクリートの施工に当たり、設計図書に定めのない事項については、「 <u>土木学会コンクリート標準示方書[2023年制定] (施工編)</u> 」(土木学会、2023年9月)のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、施工前に、工事監督員の承諾を得なければならない。	1－5－1－1 適用 1. ~ 2. (略) 3. 受注者は、コンクリートの施工に当たり、設計図書に定めのない事項については、「 <u>_____コンクリート標準示方書[施工編]_____</u> 」(土木学会_____の)のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、施工前に、工事監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う変更																								
1－5－2－1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めるなければならない。 (1) 土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) [2023年制定] (令和5年9月) (2) 土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) [2023年制定] (令和5年3月) (3) ~ (13) (略)	1－5－2－1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めるなければならない。 (1) 土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) [2017年制定] (平成30年3月) (2) 土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) [2017年制定] (平成30年3月) (3) ~ (13) (略)	諸基準類の改定に伴う変更																								
1－5－3－4 材料の計量 1. 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表5－3で示した許容差内である場合には、 <u>体積</u> で計量してもよいものとする。なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。 表5－3 計量値の許容差 <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>計量値の許容差(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> ※高炉スラグ微粉末の量値の許容差の最大値は、1(%)以内とする。 2. ~10. (略)	材料の種類	計量値の許容差(%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	1－5－3－4 材料の計量 1. 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表5－3で示した許容差内である場合には、 <u>容積</u> で計量してもよいものとする。なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。 表5－3 計量値の許容差 <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> ※高炉スラグ微粉末の場合は、1(%)以内 _____	材料の種類	最大値(%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	諸基準類の改定に伴う変更
材料の種類	計量値の許容差(%)																									
水	1																									
セメント	1																									
骨材	3																									
混和材	2※																									
混和剤	3																									
材料の種類	最大値(%)																									
水	1																									
セメント	1																									
骨材	3																									
混和材	2※																									
混和剤	3																									

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 6 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 5 年 10 月版	備考																																								
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート																																									
1－5－3－8 養生 1. (略) 2. 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な方法により、一定期間は、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表 5-4 を目安とする。	1－5－3－8 養生 1. (略) 2. 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な方法により、一定期間は、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、 <u>適切に定めなければならない</u> 。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表 5-4 を標準とする。 <u>なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表 5-4 に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して工事監督員と協議しなければならない。</u>	諸基準類の改定に伴う変更																																								
表 5-4 コンクリートの湿潤養生期間の目安 <table border="1"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>混合セメント B種</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント 普通ポルト+促進剤</th> <th>中庸熱ポルトランドセメント</th> <th>低熱ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15°C以上</td> <td>7 日以上</td> <td>5 日以上</td> <td>3 日以上</td> <td>8 日以上</td> <td>10 日以上</td> </tr> <tr> <td>10°C以上</td> <td>9 日以上</td> <td>7 日以上</td> <td>4 日以上</td> <td>9 日以上</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>5°C以上</td> <td>12 日以上</td> <td>9 日以上</td> <td>5 日以上</td> <td>12 日以上</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※15°Cより低い場合での使用は、試験により定める。</p> <p>[注] 1. 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。 2. 寒中コンクリートの場合は、1－5－6－4 寒中コンクリートの規定による。 3. ~ 4. (略)</p>	日平均気温	混合セメント B種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント 普通ポルト+促進剤	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15°C以上	7 日以上	5 日以上	3 日以上	8 日以上	10 日以上	10°C以上	9 日以上	7 日以上	4 日以上	9 日以上	※	5°C以上	12 日以上	9 日以上	5 日以上	12 日以上	※	表 5-4 コンクリートの標準湿潤養生期間 <table border="1"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>混合セメント B種</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント 普通ポルト+促進剤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15°C以上</td> <td>7 日以上</td> <td>5 日以上</td> <td>3 日以上</td> </tr> <tr> <td>10°C以上</td> <td>9 日以上</td> <td>7 日以上</td> <td>4 日以上</td> </tr> <tr> <td>5°C以上</td> <td>12 日以上</td> <td>9 日以上</td> <td>5 日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 1. 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。 2. 寒中コンクリートの場合は、1－5－6－4 寒中コンクリートの規定による。 3. ~ 4. (略)</p>	日平均気温	混合セメント B種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント 普通ポルト+促進剤	15°C以上	7 日以上	5 日以上	3 日以上	10°C以上	9 日以上	7 日以上	4 日以上	5°C以上	12 日以上	9 日以上	5 日以上	
日平均気温	混合セメント B種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント 普通ポルト+促進剤	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																					
15°C以上	7 日以上	5 日以上	3 日以上	8 日以上	10 日以上																																					
10°C以上	9 日以上	7 日以上	4 日以上	9 日以上	※																																					
5°C以上	12 日以上	9 日以上	5 日以上	12 日以上	※																																					
日平均気温	混合セメント B種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント 普通ポルト+促進剤																																							
15°C以上	7 日以上	5 日以上	3 日以上																																							
10°C以上	9 日以上	7 日以上	4 日以上																																							
5°C以上	12 日以上	9 日以上	5 日以上																																							
1－5－5－2 鉄筋の加工 1. (略) 2. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）[2023 年制定] 本篇第 13 章 鉄筋コンクリートの前提、【標準編】標準 7 編第 2 章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2023 年 3 月）の規定による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	1－5－5－2 鉄筋の加工 1. (略) 2. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）[2017 年制定] 本篇第 13 章 鉄筋コンクリートの前提、【標準編】標準 7 編第 2 章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2018 年 3 月）の規定による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う変更																																								

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 6 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 5 年 10 月版	備考																																																			
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート																																																				
1-5-6-2 材料 1. ~2. (略) 3. 受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならぬ。 (1) 受注者は、凍結しているか、又は氷雪の混入している骨材を_____用いてはならない。 (2) ~ (3) (略) 4. ~5. (略)	1-5-6-2 材料 1. ~2. (略) 3. 受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならぬ。 (1) 受注者は、凍結しているか、又は氷雪の混入している骨材を <ins>そのまま</ins> 用いてはならない。 (2) ~ (3) (略) 4. ~5. (略)	諸基準類の改定に伴う変更																																																			
1-5-6-3 暑中コンクリート 1. ~4. (略) 5. 受注者は、打込み時のコンクリートの温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は 38°C とし、それ以外の場合は 35°C 以下_____とする。コンクリート温度が 35°C を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。 6. ~7. (略)	1-5-6-3 暑中コンクリート 1. ~4. (略) 5. 受注者は、打込み時のコンクリートの温度_____は、_____ 35°C 以下を標準とする。コンクリート温度が 35°C を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。 6. ~7. (略)	諸基準類の改定に伴う変更																																																			
1-5-6-4 寒中コンクリート 1. ~14. (略) 15. (略)	1-5-6-4 寒中コンクリート 1. ~14. (略) 15. (略)	諸基準類の改定に伴う変更																																																			
表 5-6 寒中コンクリートの温度制御養生期間 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5°C以上の温度制御 養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2">養生温 度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通 ポルトラン ド</th> <th>早強ポルトラン ド・ 普通ポルトランド+ 促進剤</th> <th>混合セメ ント B 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 厳しい気象条件</td> <td>5°C</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10°C</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解 する程度の気象条件</td> <td>5°C</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10°C</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 1. ~ 4. (略)</p> <p>表 5-7 (略)</p>	5°C以上の温度制御 養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温 度	セメントの種類			普通 ポルトラン ド	早強ポルトラン ド・ 普通ポルトランド+ 促進剤	混合セメ ント B 種	(1) 厳しい気象条件	5°C	9日	5日	12日	10°C	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解 する程度の気象条件	5°C	4日	3日	5日	10°C	3日	2日	4日	表 5-6 寒中コンクリートの温度制御養生期間 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5°C以上の温度制御 養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2">養生温 度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通 ポルトラン ド</th> <th>早強ポルトラン ド・ 普通ポルトランド+ 促進剤</th> <th>混合セメ ント B 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融 解を受ける場合</td> <td>5°C</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10°C</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解 を受ける場合</td> <td>5°C</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10°C</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 1. ~ 4. (略)</p> <p>表 5-7 (略)</p>	5°C以上の温度制御 養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温 度	セメントの種類			普通 ポルトラン ド	早強ポルトラン ド・ 普通ポルトランド+ 促進剤	混合セメ ント B 種	(1) しばしば凍結融 解を受ける場合	5°C	9日	5日	12日	10°C	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解 を受ける場合	5°C	4日	3日	5日	10°C	3日	2日	4日
5°C以上の温度制御 養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度			養生温 度	セメントの種類																																																	
	普通 ポルトラン ド	早強ポルトラン ド・ 普通ポルトランド+ 促進剤		混合セメ ント B 種																																																	
(1) 厳しい気象条件	5°C	9日	5日	12日																																																	
	10°C	7日	4日	9日																																																	
(2) まれに凍結融解 する程度の気象条件	5°C	4日	3日	5日																																																	
	10°C	3日	2日	4日																																																	
5°C以上の温度制御 養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温 度	セメントの種類																																																			
		普通 ポルトラン ド	早強ポルトラン ド・ 普通ポルトランド+ 促進剤	混合セメ ント B 種																																																	
(1) しばしば凍結融 解を受ける場合	5°C	9日	5日	12日																																																	
	10°C	7日	4日	9日																																																	
(2) まれに凍結融解 を受ける場合	5°C	4日	3日	5日																																																	
	10°C	3日	2日	4日																																																	

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 6 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 5 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート	
1－5－6－5 水中コンクリート 1. ~ 6. (略) 7. 受注者は、コンクリートをトレミー、コンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を用いて打込むものとする。これにより難い場合は、工事監督員と協議しなければならない。	1－5－6－5 水中コンクリート 1. ~ 6. (略) 7. 受注者は、コンクリートをトレミー管若しくはコンクリートポンプ _____ を用いて打込まなければならない。これにより難い場合は、工事監督員と協議しなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更
1－5－6－6 海水の作用を受けるコンクリート 1. 受注者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要の性能が損なわれないように施工しなければならない。 2. 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60mm及び最低潮位から下60mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、工事監督員の承諾を得なければならない。 3. (略)	1－5－6－6 海水の作用を受けるコンクリート 1. 受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工に当たり、品質が確保できるように打込み、締固め、養生などを行わなければならない。 2. 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、工事監督員の承諾を得なければならない。 3. (略)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 6 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 5 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書（本文） 第4編 砂防編 第1章 砂防堰堤	I 土木工事共通仕様書（本文） 第4編 砂防編 第1章 砂防堰堤	
4－1－2－1 適用すべき諸基準 <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）[2023 年制定] (令和 5 年 9 月)</p> <p>(2) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2023 年制定] (令和 5 年 9 月)</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p>	4－1－2－1 適用すべき諸基準 <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）[2013 年制定] (平成 25 年 10 月)</p> <p>(2) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2017 年制定] (平成 30 年 3 月)</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p>	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 6 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 5 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第5編 道路編 第2章 補装	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第5編 道路編 第2章 補装	
5-2-5-4 コンクリート舗装工 1. ~4. (略) 5. 初期養生において、 十分な量の被膜養生剤を適切な時期に均一に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。 6. ~7. (略)	5-2-5-4 コンクリート舗装工 1. ~4. (略) 5. 初期養生において、 コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70 g/m²程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。 6. ~7. (略)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定	(旧) 令和5年10月版	備考																																																																															
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第5編 道路編 第2章 補装	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第5編 道路編 第2章 補装																																																																																
5-2-5-8 ゲースアスファルト舗装工 1. ~ 5. (略) 6. 接着剤の塗布に当たっては、以下の各規定によらなければならない。 (1) (略) (2) 接着剤の規格は表2-6・2-7 _____ を満足するものでなければならない。	5-2-5-8 ゲースアスファルト舗装工 1. ~ 5. (略) 6. 接着剤の塗布に当たっては、以下の各規定によらなければならない。 (1) (略) (2) 接着剤の規格は表2-6・2-7 <u>(1) (2)</u> を満足するものでなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更																																																																															
表2-6 (略) 表2-7 接着剤の規格コンクリート床版用	表2-6 (略) 表2-7 (1) 接着剤の規格コンクリート床版用																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">アスファルト系(ゴム入り)溶剤型</th> <th colspan="2">ゴム系溶剤型</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>1次 プライマー</th> <th>2次 プライマー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (20°C)</td> <td>60分以内</td> <td>30分以内</td> <td>60分以内</td> <td>JISK5600-1 ※1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>20以上</td> <td>10以上</td> <td>25以上</td> <td>JISK6833-1, 2 ※2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="2">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JISK5600-1 ※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="2">5日間で異常のないこと</td> <td>JISK5600-1 ※1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[注]※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。(例:コンクリート床版の場合はコンクリートブロック又はモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する) ※2 試験方法は、JIS K 6833-1, 2、JIS K 6387-1, 2などを参考に実施する。</p> <hr/> <table border="1"> <tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr> </table> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(3) ~ (5) (略) 7. ~ 13. (略)</p>	項目	アスファルト系(ゴム入り)溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	1次 プライマー	2次 プライマー	指触乾燥時間 (20°C)	60分以内	30分以内	60分以内	JISK5600-1 ※1	不揮発分 (%)	20以上	10以上	25以上	JISK6833-1, 2 ※2	作業性	塗り作業に支障のないこと		JISK5600-1 ※1		耐久性	5日間で異常のないこと		JISK5600-1 ※1		_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">アスファルト系(ゴム入り)溶剤型</th> <th colspan="2">ゴム系溶剤型</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>1次 プライマー</th> <th>2次 プライマー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (20°C)</td> <td>60分以内</td> <td>30分以内</td> <td>60分以内</td> <td>JISK5600-1 ※1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>20以上</td> <td>10以上</td> <td>25以上</td> <td>JISK6833-1, 2 ※2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="2">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JISK5600-1 ※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="2">5日間で異常のないこと</td> <td>JISK5600-1 ※1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[注]※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。 ※2 試験方法は、JIS K 6833-1, 2、JIS K 6387-1, 2などを参考に実施する。 ※3 塗膜系床版防水層(アスファルト加熱型)のプライマーは上表の品質による。</p> <p>(3) ~ (5) (略) 7. ~ 13. (略)</p>	項目	アスファルト系(ゴム入り)溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	1次 プライマー	2次 プライマー	指触乾燥時間 (20°C)	60分以内	30分以内	60分以内	JISK5600-1 ※1	不揮発分 (%)	20以上	10以上	25以上	JISK6833-1, 2 ※2	作業性	塗り作業に支障のないこと		JISK5600-1 ※1		耐久性	5日間で異常のないこと		JISK5600-1 ※1		
項目			アスファルト系(ゴム入り)溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法																																																																											
	1次 プライマー	2次 プライマー																																																																															
指触乾燥時間 (20°C)	60分以内	30分以内	60分以内	JISK5600-1 ※1																																																																													
不揮発分 (%)	20以上	10以上	25以上	JISK6833-1, 2 ※2																																																																													
作業性	塗り作業に支障のないこと		JISK5600-1 ※1																																																																														
耐久性	5日間で異常のないこと		JISK5600-1 ※1																																																																														
_____	_____	_____	_____	_____																																																																													
_____	_____	_____	_____	_____																																																																													
_____	_____	_____	_____	_____																																																																													
_____	_____	_____	_____	_____																																																																													
_____	_____	_____	_____	_____																																																																													
項目	アスファルト系(ゴム入り)溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法																																																																													
		1次 プライマー	2次 プライマー																																																																														
指触乾燥時間 (20°C)	60分以内	30分以内	60分以内	JISK5600-1 ※1																																																																													
不揮発分 (%)	20以上	10以上	25以上	JISK6833-1, 2 ※2																																																																													
作業性	塗り作業に支障のないこと		JISK5600-1 ※1																																																																														
耐久性	5日間で異常のないこと		JISK5600-1 ※1																																																																														

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 6 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 5 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書 (本文) 第5編 道路編 第3章 橋梁下部	I 土木工事共通仕様書 (本文) 第5編 道路編 第3章 橋梁下部	
5－3－2－1 適用すべき諸基準 <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) ~ (10) (略) (11) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 [令和 4 年度改訂版] (12) ~ (17) (略)</p> <p style="text-align: right;">(令和 5 年 2 月)</p>	5－3－2－1 適用すべき諸基準 <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) ~ (10) (略) (11) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成 9 年 12 月) (12) ~ (17) (略)</p>	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 6 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 5 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書（本文） 第5編 道路編 第5章 コンクリート橋上部	I 土木工事共通仕様書（本文） 第5編 道路編 第5章 コンクリート橋上部	
5－5－4－5 プレキャストブロック桁組立工 1. (略) 2. 受注者は、ブロック組立ての施工については、下記の規定によらなければならぬ。 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり、材質がエポキシ樹脂系接着剤で、強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後 6 カ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編）[2023 年制定]」（土木学会、2023 年 9 月）における、JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 (2) ~ (4) (略) 3. ~ 4. (略)	5－5－4－5 プレキャストブロック桁組立工 1. (略) 2. 受注者は、ブロック組立ての施工については、下記の規定によらなければならぬ。 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり、材質がエポキシ樹脂系接着剤で、強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後 6 カ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編）[2018 年制定]」（土木学会、2018 年 10 月）における、JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 (2) ~ (4) (略) 3. ~ 4. (略)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 6 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 5 年 10 月版	備考
I 土木工事共通仕様書（本文） 第5編 道路編 第8章 コンクリートシェッド	I 土木工事共通仕様書（本文） 第5編 道路編 第8章 コンクリートシェッド	
5-8-2-1 適用すべき諸基準 <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) ~ (12) (略) (13) 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）[2023年制定] (令和5年3月) (14) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定] (令和5年9月) (15) ~ (21) (略)</p>	5-8-2-1 適用すべき諸基準 <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) ~ (12) (略) (13) 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）[2017年制定] (平成30年3月) (14) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2017年制定] (平成30年3月) (15) ~ (21) (略)</p>	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通の事項	7	2	植生工 (植生基材吹付工)	法長 l	$l < 5m$	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						$l \geq 5m$	法長の-4%				
						厚さ t	$t < 5cm$	-10	施工面積200m ² につき1箇所、面積200m ² 以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 検査孔により測定。		
							$t \geq 5cm$	-20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
							延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
1 共通編	3 一般施工	3 共通の事項	8		縁石工 (縁石・アスカーブ)		延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1 共通編	3 一般施工	3 共通の事項	9		小型標識工		設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基		
						基礎	幅 $W(D)$	-30	基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							高さ h	-30			
							根入長	設計値以上			

(旧) 令和5年10月版

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通の事項	7	2	植生工 (植生基材吹付工)	法長 l	$l < 5m$	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						$l \geq 5m$	法長の-4%				
						厚さ t	$t < 5cm$	-10	施工面積200m ² につき1箇所、面積200m ² 以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 検査孔により測定。		
							$t \geq 5cm$	-20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
							延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
1 共通編	3 一般施工	3 共通の事項	8		縁石工 (縁石・アスカーブ)		延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1 共通編	3 一般施工	3 共通の事項	9		小型標識工		設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基		
						基礎	幅 $W(D)$	-30	基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							高さ h	-30			
							根入長	設計値以上			

備考

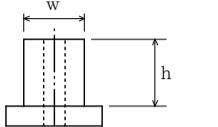
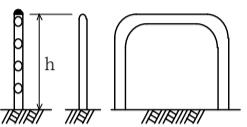
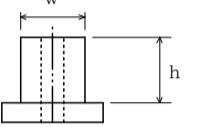
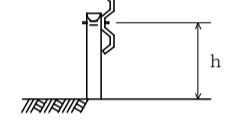
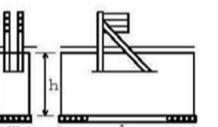
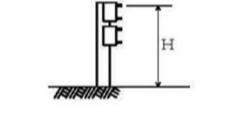
諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

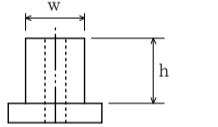
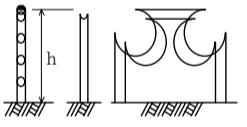
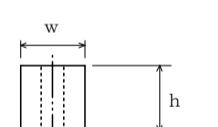
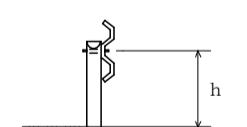
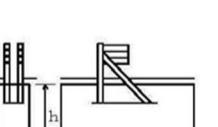
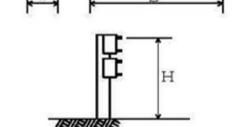
共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	10		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止 柵) (車止めポスト)	基礎	幅W	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1箇所測定。	 
							高さ h	-30		
						パイプ取付高 H	+30、-20	1箇所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	11	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅W	-30	1箇所／施工延長40m 40m以下のものは、2箇所／1施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 
							高さ h	-30		
						ビーム取付高 H	+30、-20	1箇所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	11	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅W	-30	1箇所／1基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 
							高さ h	-30		
							延長 L	-100		
						ケーブル取付高 H	+30、-20	1箇所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

(旧) 令和5年10月版

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	10		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止 柵) (車止めポスト)	基礎	幅W	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1箇所測定。	 
							高さ h	-30		
						パイプ取付高 H	+30、-20	1箇所／1施工箇所 _____		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	11	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅W	-30	1箇所／施工延長40m 40m以下のものは、2箇所／1施工箇所。	 
							高さ h	-30		
						ビーム取付高 H	+30、-20	1箇所／1施工箇所 _____		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	11	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅W	-30	1箇所／1基礎毎 _____	 
							高さ h	-30		
							延長 L	-100		
						ケーブル取付高 H	+30、-20	1箇所／1施工箇所 _____		

備考

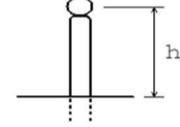
諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

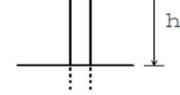
共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	12		区画線工	厚さ (溶融式のみ)	設計値 以上	各線種毎に、1箇所測定する。		出来形管理書類として、施工箇所などを記入した路線図、平面図及びその他の調書を提出すること。
						路面表示 幅 長さ	+10、-5 -100 ±50	路面表示 横断歩道：全箇所 文字矢印：各種類毎に4個に1個、各部の寸法を測定する。		
						幅	+20、-5	施工区間延長10km毎に1箇所測定し 最低3箇所とする。ただし、施工区間 延長が2km以下の場合は1箇所とする。 (車線境界線、外測線は上下線とも測定)	破線の長さ及び間隔は1箇所30m区間で 個々に測定し、破線の平均値をL、間隔の 平均値をlとする。	
						長さ (破線の塗布長)	個々の 測定値 ±200か つ L≥設計 値 個々の 測定値 ±200か つ l≤設計 値			
						長さ (破線の間隔)				
						車線幅員 (1車線の幅)	+75~0	直線部 施工区間延長10km毎に1箇所測定し 最低3箇所とする。ただし、施工区間 延長が2km以下の場合は1箇所とする (上下線とも測定) 曲線部 曲線毎に1箇所 (上下線とも測定)※ 車線幅員の拡幅量に留意すること	※舗装工事の新設、改築、維持などの工 事に適用 (区画線維持工事については工 事監督員と協議のこと。)	
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	13		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1箇所/10本 「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領(案)」の規定による測点の管 理方法を用いることができる。		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	13		道路付属物工 (鋼製大型視線誘導 標)	基礎幅 W1W2	-30	基礎 1基毎	測定箇所は、5-1-10-4-1 大型標識工に 準じる。	
						基礎高さ h	-30			
						設置高さ H	設計値 以上	1箇所/1基	測定箇所は、5-1-10-4-2 大型標識工に 準じる。	

(旧) 令和5年10月版

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	12		区画線工	厚さ (溶融式のみ)	設計値 以上	各線種毎に、1箇所測定する。		出来形管理書類として、施工箇所などを記入した路線図、平面図及びその他の調書を提出すること。
						路面表示 幅 長さ	+10、-5 -100 ±50	路面表示 横断歩道：全箇所 文字矢印：各種類毎に4個に1個、各部の寸法を測定する。		
						幅	+20、-5	施工区間延長10km毎に1箇所測定し 最低3箇所とする。ただし、施工区間 延長が2km以下の場合は1箇所とする。 (車線境界線、外測線は上下線とも測定)	破線の長さ及び間隔は1箇所30m区間で 個々に測定し、破線の平均値をL、間隔の 平均値をlとする。	
						長さ (破線の塗布長)	個々の 測定値 ±200か つ L≥設計 値 個々の 測定値 ±200か つ l≤設計 値			
						長さ (破線の間隔)				
						車線幅員 (1車線の幅)	+75~0	直線部 施工区間延長10km毎に1箇所測定し 最低3箇所とする。ただし、施工区間 延長が2km以下の場合は1箇所とする (上下線とも測定) 曲線部 曲線毎に1箇所 (上下線とも測定)※ 車線幅員の拡幅量に留意すること	※舗装工事の新設、改築、維持などの工 事に適用 (区画線維持工事については工 事監督員と協議のこと。)	
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	13		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1箇所/10本 		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	13		道路付属物工 (鋼製大型視線誘導 標)	基礎幅 W1W2	-30	基礎 1基毎	測定箇所は、5-1-10-4-1 大型標識工に 準じる。	
						基礎高さ h	-30			
						設置高さ H	設計値 以上	1箇所/1基	測定箇所は、5-1-10-4-2 大型標識工に 準じる。	

備考

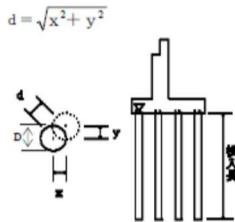
諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

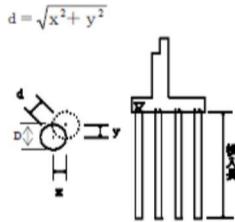
共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高△	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定 「3次元計測技術を用いた出来形要領管理(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高△	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領管理(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	測定箇所は、1-3-4-4既成杭工に準ずる。	
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径D	設計径以上			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	5	場所打杭工		基準高△	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定 「3次元計測技術を用いた出来形要領管理(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	測定箇所は、1-3-4-4既製杭工に準ずる	
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径D	設計径(公称径)-30以上			

(旧) 令和5年10月版

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高△	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領管理(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高△	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領管理(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	測定箇所は、1-3-4-4既成杭工に準ずる。	
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径D	設計径以上			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	5	場所打杭工		基準高△	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領管理(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	測定箇所は、1-3-4-4既製杭工に準ずる	
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径D	設計径(公称径)-30以上			

備考

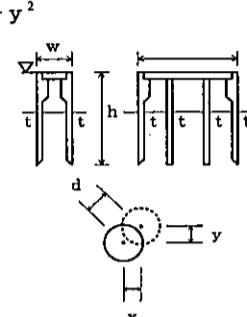
諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

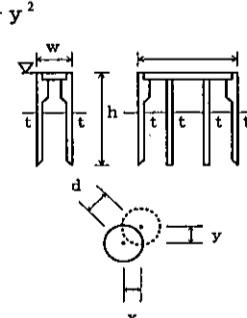
共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	基準高△	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	測定箇所は、1-3-4-4既製杭工に準ずる。	
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
						杭径D	設計（公称径）以上※			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	7		オープンケーソン基 礎工	基準高△	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量について は各打設ロットごとに測定。	$D = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅w	-50			
						ケーソンの高さh	-100			
						ケーソンの壁厚t	-20			
						偏心量d	300以内			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	8		ニューマチックケー ソン基礎工	基準高△	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量について は各打設ロットごとに測定。	測定箇所は、1-3-4-7オープンケーソン基 礎工に準ずる。	
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅w	-50			
						ケーソンの高さh	-100			
						ケーソンの壁厚t	-20			
						偏心量d	300以内			

(旧) 令和5年10月版

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	基準高△	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	測定箇所は、1-3-4-4既製杭工に準ずる。	
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
						杭径D	設計（公称径）以上※			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	7		オープンケーソン基 礎工	基準高△	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量について は各打設ロットごとに測定。	$D = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅w	-50			
						ケーソンの高さh	-100			
						ケーソンの壁厚t	-20			
						偏心量d	300以内			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	8		ニューマチックケー ソン基礎工	基準高△	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量について は各打設ロットごとに測定。	測定箇所は、1-3-4-7オープンケーソン基 礎工に準ずる。	
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅w	-50			
						ケーソンの高さh	-100			
						ケーソンの壁厚t	-20			
						偏心量d	300以内			

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7		薄層カラー舗装工				1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	14	歩道路盤工 路肩舗装路盤工 取付道路舗装路盤工	基準高▽	±50	—	<p>基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割りに測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等から下がり等)によることが出来る。</p>	
							t < 15cm	-30	-10		
							t ≥ 15cm	-45	-15		
						幅	-100	—			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	14	歩道舗装工 路肩舗装工 取付道路舗装工	厚さ	-9	-3	<p>幅は、片側延長80m毎に1箇所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1箇所コアーを採取して測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
							幅	-25	—		

(旧) 令和5年10月版

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工

共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7		薄層カラー舗装工				1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	14	歩道路盤工 路肩舗装路盤工 取付道路舗装路盤工	基準高▽	±50	—	<p>基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割りに測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等から下がり等)によることが出来る。</p>	
							t < 15cm	-30	-10		
							t ≥ 15cm	-45	-15		
						幅	-100	—			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	14	歩道舗装工 路肩舗装工 取付道路舗装工	厚さ	-9	-3	<p>幅は、片側延長80m毎に1箇所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1箇所コアーを採取して測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
							幅	-25	—		

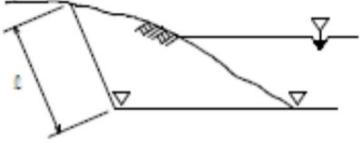
備考 誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第4章 土工

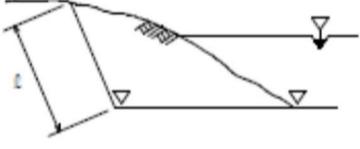
共通編・土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共 通 編	4 土 工	3 河川土工、 海岸土工、 砂防土工	2	1	掘削工(切土工)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		
1 共 通 編	4 土 工	3 河川土工、 海岸土工、 砂防土工	2	2	掘削工(切土工) (面管理の場合)	法長L	L < 5m L ≥ 5m	-200 法長-4%		

(旧) 令和5年10月版

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第4章 土工

共通編・土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共 通 編	4 土 工	3 河川土工、 海岸土工、 砂防土工	2	1	掘削工(切土工)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		
1 共 通 編	4 土 工	3 河川土工、 海岸土工、 砂防土工	2	2	掘削工(切土工) (面管理の場合)	法長L	L < 5m L ≥ 5m	-200 法長-4%		

備考

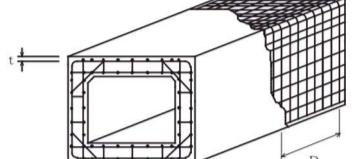
諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第5章 鉄筋・無筋コンクリート

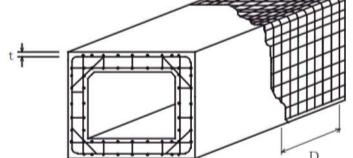
共通編・鉄筋・無筋コンクリート

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	5 無筋・ 鉄筋コン クリート	5 鉄筋	3 鉄筋の組立		鉄筋の組立	平均間隔 d	設計値 $\pm \phi$	$d = D$ D : n 本間の長さ n : 10本程度とする ϕ : 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。 最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編:標準7編2章2.1)参照。 ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(IIIコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。		

(旧) 令和5年10月版

2 出来形管理基準 第1編 共通編 第5章 鉄筋・無筋コンクリート

共通編・鉄筋・無筋コンクリート

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	5 無筋・ 鉄筋コン クリート	5 鉄筋	3 鉄筋の組立		鉄筋の組立	平均間隔 d	設計値 $\pm \phi$	$d = D$ D : n 本間の長さ n : 10本程度とする ϕ : 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。 最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編:標準7編2章2.1)参照。 ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(IIIコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。		

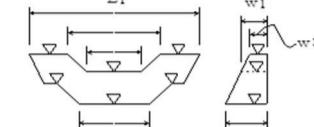
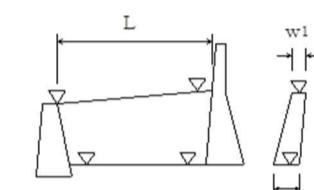
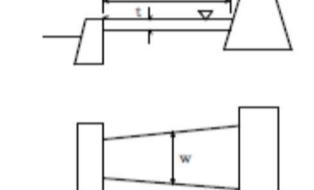
備考 誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第4編 砂防編 第1章 砂防堰堤

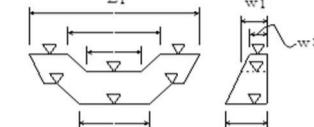
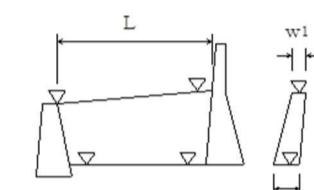
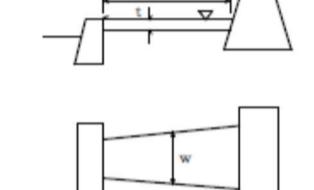
砂防編・砂防堰堤

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材 部材長 L (m)	$\pm 3\dots$ $L \leq 10$ $\pm 4\dots$ $L > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		
4 砂防編	1 砂防堰堤	4 コンクリート堰堤工	3 4		本えん提工 副えん提工	基準高△	± 30	図面の表示箇所で測定。		
						天端幅 w_1 、 w_3 提幅 w_2	-30	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
4 砂防編	1 砂防堰堤	4 コンクリート堰堤工	6		側壁工	基準高△	± 30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。		
4 砂防編	1 砂防堰堤	4 コンクリート堰堤工	7		水叩工	幅 w_1 、 w_3	-30	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
						長さ L	-100			
						基準高△	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						幅 w	-100	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
						厚さ t	-30			
						延長 L	-100			

(旧) 令和5年10月版

2 出来形管理基準 第4編 砂防編 第1章 砂防堰堤

砂防編・砂防堰堤

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材 部材長 L (m)	$\pm 3\dots$ $L \leq 10$ $\pm 4\dots$ $L > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		
4 砂防編	1 砂防堰堤	4 コンクリート堰堤工	3 4		本えん提工 副えん提工	基準高△	± 30	図面の表示箇所で測定。		
						天端幅 w_1 、 w_3 提幅 w_2	-30			
4 砂防編	1 砂防堰堤	4 コンクリート堰堤工	6		側壁工	基準高△	± 30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。		
4 砂防編	1 砂防堰堤	4 コンクリート堰堤工	7		水叩工	幅 w_1 、 w_3	-30			
						長さ L	-100			
						基準高△	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						幅 w	-100			
						厚さ t	-30			
						延長 L	-100			

備考

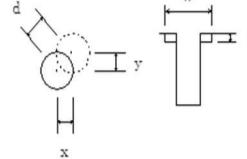
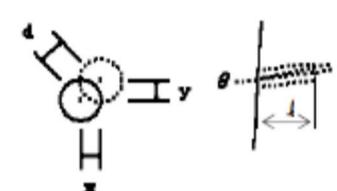
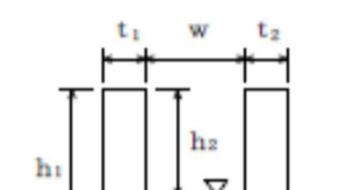
諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第4編 砂防編 第3章 地すべり・急傾斜対策

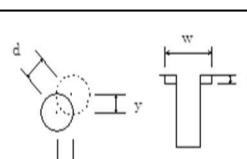
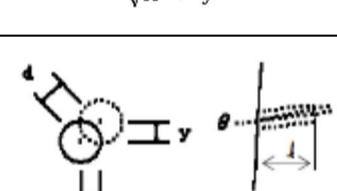
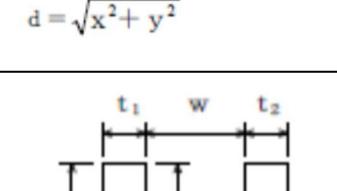
砂防編・地すべり・急傾斜対策

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	3 地下水排除工	2		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						偏心量 d	150			
						深さ H	-100			
						巻立て幅 w	-50			
						巻立て厚 t	-30			
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	3 地下水排除工	3		集排水ボーリング工	削孔深さ L	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 β	±2.5度			
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	4 水路工	2		排水路工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。（なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による）	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						厚さ t1, t2	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h1, h2	-30			
						延長 L	-200			

(旧) 令和5年10月版

2 出来形管理基準 第4編 砂防編 第3章 地すべり・急傾斜対策

砂防編・地すべり・急傾斜対策

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	3 地下水排除工	2		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						偏心量 d	150			
						深さ H	-100			
						巻立て幅 w	-50			
						巻立て厚 t	-30			
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	3 地下水排除工	3		集排水ボーリング工	削孔深さ L	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 β	±2.5度			
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	4 水路工	2		排水路工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。（なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による）	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						厚さ t1, t2	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h1, h2	-30			
						延長 L	-200			

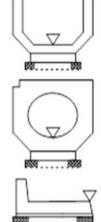
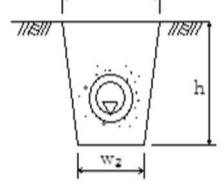
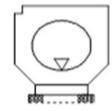
備考 誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第1章 道路改良

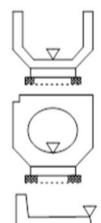
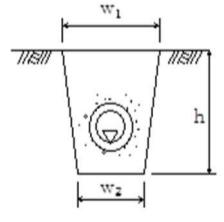
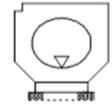
道路編・道路改良

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	2		側溝工 (プレキャストU型側溝) (コルゲートフリューム) (自由勾配側溝) (管(函)渠型側溝工) (L型側溝工)	基準高▽	±30 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	3		地下排水工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅w1、w2	-50			
						深さh	-30			
						延長L	-200			
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	4		縦断管渠工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長L	-200			

(旧) 令和5年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第1章 道路改良

道路編・道路改良

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	2		側溝工 (プレキャストU型側溝) (コルゲートフリューム) (自由勾配側溝) (管(函)渠型側溝工) (L型側溝工)	基準高▽	±30 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	3		地下排水工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅w1、w2	-50			
						深さh	-30			
						延長L	-200			
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	4		縦断管渠工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長L	-200			

備考

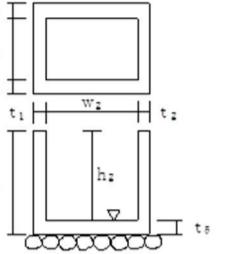
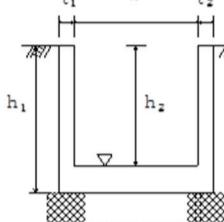
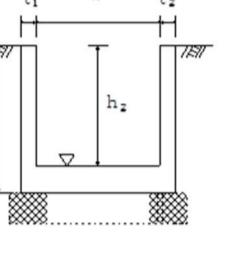
諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第1章 道路改良

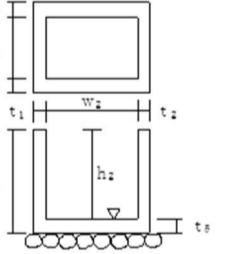
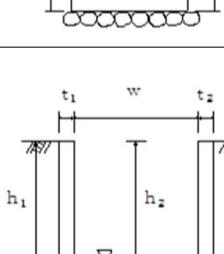
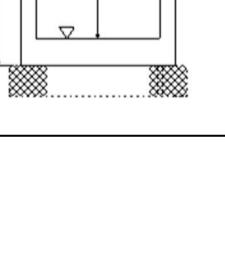
道路編・道路改良

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	5		ます・マンホール工	基準高▽	±30	1箇所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						※厚さ t1~t5	-20			
						※幅 w1, w2	-30			
						※高さ h1, h2	-30			
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	7		現場打水路工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						厚さ t1, t2	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h1, h2	-30			
						延長 L	-200	1施工箇所毎		
5 道路編	1 道路改良	8 落石雪害防止工	3		落石防護網工	幅 w	-200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						延長 L	-200			

(旧) 令和5年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第1章 道路改良

道路編・道路改良

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	5		ます・マンホール工	基準高▽	±30	1箇所毎 ※は、現場打部分のある場合		
						※厚さ t1~t5	-20			
						※幅 w1, w2	-30			
						※高さ h1, h2	-30			
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	7		現場打水路工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚さ t1, t2	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h1, h2	-30			
						延長 L	-200	1施工箇所毎		
5 道路編	1 道路改良	8 落石雪害防止工	3		落石防護網工	幅 w	-200	1施工箇所毎		
						延長 L	-200			

備考

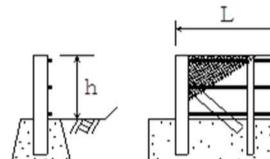
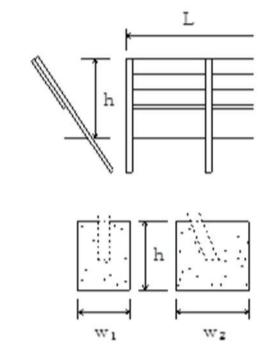
諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第1章 道路改良

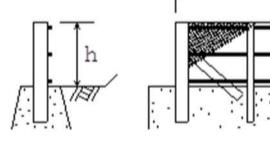
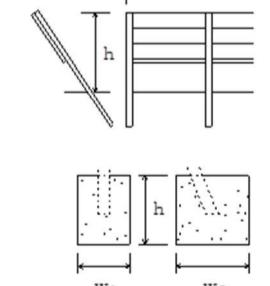
道路編・道路改良

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	1 道路改良	8 落石雪害防止工	4		落石防護柵工	高さ h	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L		1施工箇所毎 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
5 道路編	1 道路改良	8 落石雪害防止工	5		防雪柵工	高さ h	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L		1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						基礎	幅 w_1, w_2	-30	基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
							高さ h	-30		

(旧) 令和5年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第1章 道路改良

道路編・道路改良

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	1 道路改良	8 落石雪害防止工	4		落石防護柵工	高さ h	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長 L		1施工箇所毎 _____		
5 道路編	1 道路改良	8 落石雪害防止工	5		防雪柵工	高さ h	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長 L		1施工箇所毎 _____		
						基礎	幅 w_1, w_2	-30	基礎1基毎 _____	
							高さ h	-30	_____	

備考

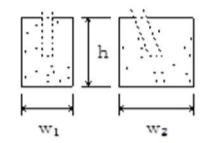
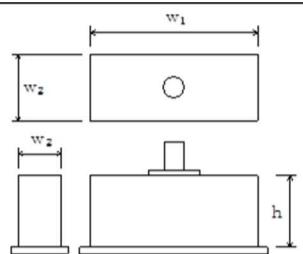
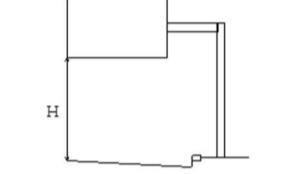
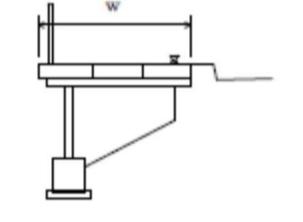
諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第1章 道路改良

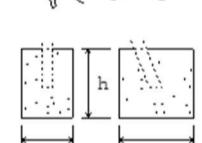
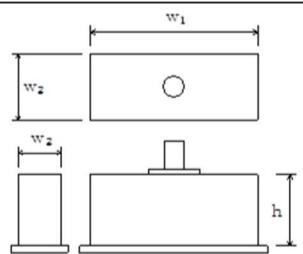
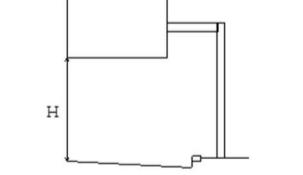
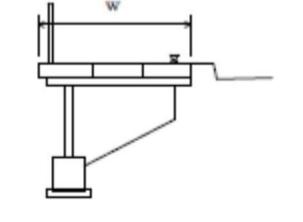
道路編・道路改良

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	1 道路改良	8 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。	 		
						延長 L	-200				
						基礎	幅 $w1, w2$	-30	基礎1基毎		
							高さ h	-30			
						アンカー長	打込み L	-10%	全数		
							埋込み L	-5%			
5 道路編	1 道路改良	10 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 $w1, w2$	-30	基礎一基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						高さ h	-30				
5 道路編	1 道路改良	10 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1箇所／1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
5 道路編	1 道路改良	11 道路付属施設工	5	1	組立歩道工	基準高	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						幅 w	-30				
						延長 L	-200				

(旧) 令和5年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第1章 道路改良

道路編・道路改良

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	1 道路改良	8 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。	 		
						延長 L	-200				
						基礎	幅 $w1, w2$	-30	基礎1基毎		
							高さ h	-30			
						アンカー長	打込み L	-10%	全数		
							埋込み L	-5%			
5 道路編	1 道路改良	10 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 $w1, w2$	-30	基礎一基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						高さ h	-30				
5 道路編	1 道路改良	10 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1箇所／1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
5 道路編	1 道路改良	11 道路付属施設工	5	1	組立歩道工	基準高	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						幅 w	-30				
						延長 L	-200				

備考

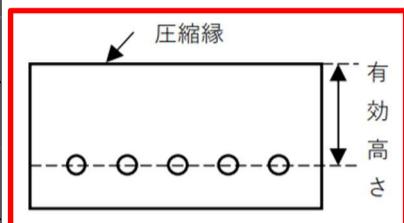
諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

道路編・鋼梁上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路 編	4 鋼橋上部	6 床版工	2		床版工	基準高△	±20	基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10mに1箇所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		
						厚さ t	+20~-10			
						幅 w	+30~-0			
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄筋のかぶり	設計値以上			
						鉄筋間隔	±20			
5 道路 編	4 鋼橋上部	7 支承工	2	1	支承工 (金属支承)	上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10	1径間当たり3箇面(両端及び中央)測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
						据付け高さ 注1)	±5			
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 以上			
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±(4+0.5× (B-2))			
						水平度	橋軸方向	1/100		
						橋軸直角方向	1/100			
5 道路 編	4 鋼橋上部	7 支承工	2	1	支承工 (金属支承)	同一支承線上の可動支承の橋軸方向のずれの相対誤差	5	注3)、可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照		
						可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上			

(旧) 令和5年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

道路編・鋼梁上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路 編	4 鋼橋上部	6 床版工	2		床版工	基準高△	±20	基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10mに1箇所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		
						厚さ t	+20~-10			
						幅 w	+30~-0			
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄筋のかぶり	設計値以上			
						鉄筋間隔	±20			
5 道路 編	4 鋼橋上部	7 支承工	2	1	支承工 (金属支承)	上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10	1径間当たり3箇面(両端及び中央)測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
						据付け高さ 注1)	±5			
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 以上			
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±(4+0.5× (B-2))			
						水平度	橋軸方向	1/100		
						橋軸直角方向	1/100			
5 道路 編	4 鋼橋上部	7 支承工	2	1	支承工 (金属支承)	同一支承線上の可動支承の橋軸方向のずれの相対誤差	5	注3)、可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照		
						可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上			

備考

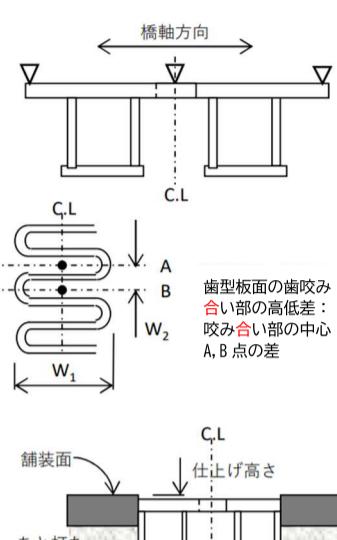
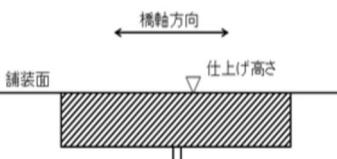
諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

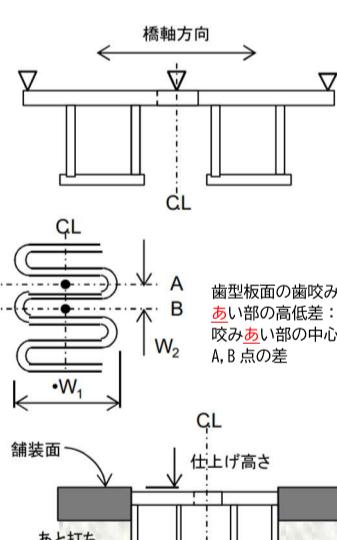
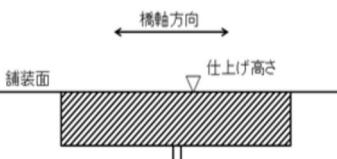
道路編・鋼梁上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	2	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。 表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。	
						高さ	橋軸方向各点誤差の相対差	3		
						表面の凹凸	3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2			
						歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2			
						歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+2			
5 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	2	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点 表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3			

(旧) 令和5年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第4章 鋼橋上部

道路編・鋼梁上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	2	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。 表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。	
						高さ	橋軸方向各点誤差の相対差	3		
						表面の凹凸	3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2			
						歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2			
						歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+2			
5 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	2	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点 表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3			

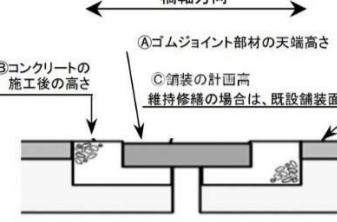
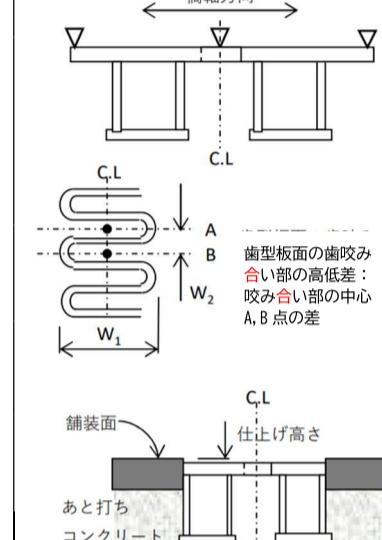
備考 表現の変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第5章 コンクリート橋上部

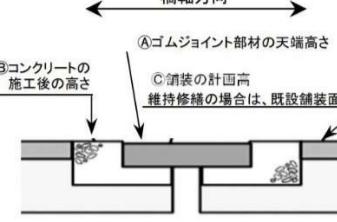
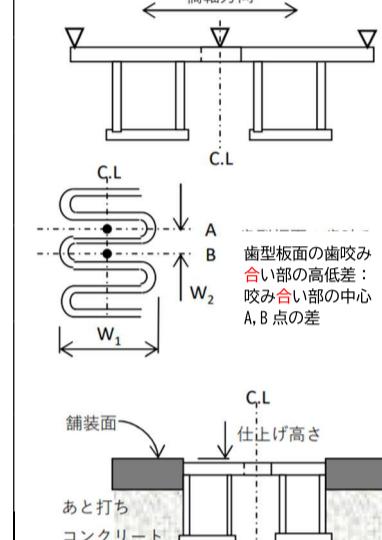
道路編・コンクリート橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	5 コンクリート橋上部	8 橋梁付属物工	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	車道端部及び中央付近の3点を測定。 表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向) に3mの直線定規で測って凹凸が3mm 以下			
						表面の凹凸	3				
						仕上げ高さ	塗装面に対し 0~-2				
5 道路編	5 コンクリート橋上部	8 橋梁付属物工	2	2	伸縮装置工 (鋼フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点。 表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向) に3mの直線定規で測って凹凸が3mm 以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の 計3点。		
						橋軸方向各点 誤差の相対差	3				
						表面の凹凸	3				
						歯型板面の歯咬み合い部の 高低差	2				
						歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2				
						歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5				
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2				

(旧) 令和5年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第5章 コンクリート橋上部

道路編・コンクリート橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	5 コンクリート橋上部	8 橋梁付属物工	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	車道端部及び中央付近の3点を測定。 表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向) に3mの直線定規で測って凹凸が3mm 以下			
						表面の凹凸	3				
						仕上げ高さ	塗装面に対し 0~-2				
5 道路編	5 コンクリート橋上部	8 橋梁付属物工	2	2	伸縮装置工 (鋼フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点。 表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向) に3mの直線定規で測って凹凸が3mm 以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の 計3点。		
						橋軸方向各点 誤差の相対差	3				
						表面の凹凸	3				
						歯型板面の歯咬み合い部の 高低差	2				
						歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2				
						歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5				
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2				

備考 表現の変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 1 セメントコンクリート

1 セメントコンクリート

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料 必須※(いずれか1方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	3.0 kg/m ³ 以下	工事開始前、各配合毎。			○
		混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。		○
		骨材のアルカリシリ反応性試験(化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。		
		骨材のアルカリシリ反応性試験(迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリ反応性試験(モルタルバー法)の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。		
	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。			○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5 g/cm ³ 以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び碎砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材 H)		○
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40%以下、砂利 35%以下、舗装コンクリートは 35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は 25%以下	工事開始前、工事中1回/12か月 および産地が変わった場合。 但し、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。			○
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	■粗骨材: 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が 58%以上の場合は 5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 ■細骨材: 碎砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) 碎砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)			○
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が 90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/12か月 および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。		○

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 1 セメントコンクリート

1 セメントコンクリート

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料 必須※(いずれか1方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	3.0 kg/m ³ 以下	工事開始前、各配合毎。			○
		混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。		○
		骨材のアルカリシリ反応性試験(化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。		
		骨材のアルカリシリ反応性試験(迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリ反応性試験(モルタルバー法)の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。		
	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。			○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5 g/cm ³ 以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び碎砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材 H)		○
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40%以下、砂利 35%以下、舗装コンクリートは 35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は 25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上 および産地が変わった場合。 但し、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。			○
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	■粗骨材: 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が 58%以上の場合は 5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 ■細骨材: 碎砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) 碎砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)			○
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が 90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上 および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。		○

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 1 セメントコンクリート

1 セメントコンクリート

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/12か月 及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石：工事開始前、工事中1回/12か月 及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前及び工事中1回／月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5013 (フライアッシュセメント) JIS R 5014 (エコセメント)	工事開始前及び工事中1回／年以上		○
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 付属書 JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月 及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合： JIS A 5308 付属書 JC		塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月 及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
			計量設備の計量精度		水：±1%以内、セメント：±1%以内 骨材：±3%以内、混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 1 セメントコンクリート

1 セメントコンクリート

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上 及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石：工事開始前、工事中1回/年以上 及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前及び工事中1回／月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5013 (フライアッシュセメント) JIS R 5014 (エコセメント)	工事開始前及び工事中1回／年以上		○
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 付属書 C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200PPM以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上 及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合： JIS A 5308 付属書 C		塩化物イオン量：200PPM以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上 及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
			計量設備の計量精度		水：±1%以内、セメント：±1%以内 骨材：±3%以内、混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 1 セメントコンクリート

1 セメントコンクリート

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートタム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合を除く)	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシスティンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回／ <u>12か月</u> —	小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※ 小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
			連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE-I 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回／ <u>12か月</u> —	同上	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	1回／日以上	同上	○

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 1 セメントコンクリート

1 セメントコンクリート

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートタム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合を除く)	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシスティンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回／ <u>年以上</u>	小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※ 小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
			連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE-I 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回／ <u>年以上</u>	同上	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	1回／日以上	同上	○

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 1 セメントコンクリート

1 セメントコンクリート

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートタム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則 0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-0502-2023, 503-2023)又は設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			単位水量測定	付表 参考資料 レディースミクスト コンクリート 単位水量測定要領 (案)による	付表による	1日当りコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ 以上施工する場合: 2回/日(午前1回、午後1回)、及び荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20・25mmの場合は175kg/m ³ 40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm未満: 許容差±2.5cm スランプ2.5cm: 許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。 ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について工事監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 1 セメントコンクリート

1 セメントコンクリート

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートタム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則 0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-0502-2018, 503-2018)又は設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			単位水量測定	付表 参考資料 レディースミクスト コンクリート 単位水量測定要領 (案)による	付表による	1日当りコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ 以上施工する場合: 2回/日(午前1回、午後1回)、及び荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20・25mmの場合は175kg/m ³ 40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm未満: 許容差±2.5cm スランプ2.5cm: 許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。 ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について工事監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 1 セメントコンクリート

1 セメントコンクリート

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートタム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7-3個、σ28-3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・コンクリートの強度は、一般には材令28日における標準養生供試体の試験値を表すものとする。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	一回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 1 セメントコンクリート

1 セメントコンクリート

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートタム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7-3個、σ28-3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・コンクリートの強度は、一般には材令28日における標準養生供試体の試験値を表すものとする。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	一回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 4 プレキャストコンクリート(その他)

4 プレキャストコンクリート(その他)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
4 プレキャストコンクリート(その他)	材料	(JISマーク表示されたレディーミックスコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回／月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び碎砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第一部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第二部: フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第三部: 銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第四部: 電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第五部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H) 製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」記載されているアルカリ骨材反応試験による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は 5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 碎砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 3.0%以下)	工事開始前、工事中1回以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、1回／週以上)	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。 製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	1回／月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 製作開始前、1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石: 製作開始前、1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 4 プレキャストコンクリート(その他)

4 プレキャストコンクリート(その他)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
4 プレキャストコンクリート(その他)	材料	(JISマーク表示されたレディーミックスコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回／月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び碎砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第一部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第二部: フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第三部: 銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第四部: 電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第五部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H) 製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回／年以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」記載されているアルカリ骨材反応試験による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は 5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 碎砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、1回／週以上)	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回／年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。 製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	1回／月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 製作開始前、1回以上／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石: 製作開始前、1回以上／年以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 4 プレキャストコンクリート(その他)

4 プレキャストコンクリート(その他)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミックスコンクリートを使用する場合を除く)	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5013(フライアッシュセメント) JIS R 5014(エコセメント)	1回/月以上	試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5013(フライアッシュセメント) JIS R 5014(エコセメント)	1回/月以上	試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○
			コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201(フライアッシュ) JIS A 6202(膨張) JIS A 6204(化学混和剤) JIS A 6206(高炉スラグ微粉末) JIS A 6207(シリカフューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202(膨張材)は1回/月以上、JIS A 6204(化学混和剤)は1回/6ヶ月以上	製造工場が発行する試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書③	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験後に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 4 プレキャストコンクリート(その他)

4 プレキャストコンクリート(その他)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミックスコンクリートを使用する場合を除く)	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5013(フライアッシュセメント) JIS R 5014(エコセメント)	1回/月以上	試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5013(フライアッシュセメント) JIS R 5014(エコセメント)	1回/月以上	試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○
			コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201(フライアッシュ) JIS A 6202(膨張) JIS A 6204(化学混和剤) JIS A 6206(高炉スラグ微粉末) JIS A 6207(シリカフューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202(膨張材)は1回/月以上、JIS A 6204(化学混和剤)は1回/6ヶ月以上	製造工場が発行する試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書③	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験後に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 13 転圧コンクリート

13 転圧コンクリート

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
13 転圧コンクリート	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合 : JISA5308 附属書 JC		懸濁物質の量 : 2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量 : 1g/l 以下 塩化物イオン量 : 200ppm 以下 セメントの凝結時間の差 : 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比 : 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行なう。	○
			回収水の場合 : JISA5308 付属書 JC		塩化物イオン量 : 200ppm 以下 セメントの凝結時間の差 : 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比 : 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
	製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10バッチについて各計量器別、材料別に行なう。	水 : ±1%以内 セメント : ±1%以内 骨材 : ±3%以内 混和材 : ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤 : ±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合 : JISA1119 JISA8603-1 JISA8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率 : 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率 : 5%以下 圧縮強度の偏差率 : 7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率 : 10%以下 コンシスティンシー(スランプ)の偏差率 : 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月	総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○
		連続ミキサの場合 : 土木学会基準 JSCE-I 502-2013			コンクリート中のモルタル単位容積質量差 : 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨量の差 : 5%以下 圧縮強度差 : 7.5%以下 空気量差 : 1%以下 スランプ差 : 3cm 以下	工事開始前、工事中1回以上／12か月	小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 13 転圧コンクリート

13 転圧コンクリート

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
13 転圧コンクリート	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合 : JISA5308 附属書 C		懸濁物質の量 : 2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量 : 1g/l 以下 塩化物イオン量 : 200ppm 以下 セメントの凝結時間の差 : 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比 : 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行なう。	○
			回収水の場合 : JISA5308 付属書 C		塩化物イオン量 : 200ppm 以下 セメントの凝結時間の差 : 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比 : 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
	製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10バッチについて各計量器別、材料別に行なう。	水 : ±1%以内 セメント : ±1%以内 骨材 : ±3%以内 混和材 : ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤 : ±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合 : JISA1119 JISA8603-1 JISA8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率 : 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率 : 5%以下 圧縮強度の偏差率 : 7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率 : 10%以下 コンシスティンシー(スランプ)の偏差率 : 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上／月以上	総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○
		連続ミキサの場合 : 土木学会基準 JSCE-I 502-2013			コンクリート中のモルタル単位容積質量差 : 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨量の差 : 5%以下 圧縮強度差 : 7.5%以下 空気量差 : 1%以下 スランプ差 : 3cm 以下	工事開始前、工事中1回以上／月以上	小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 21 吹付工

21 吹付工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
21 吹付工	材料 必須※(いずれか1方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	3.0 kg/m ³ 以下	工事開始前、各配合毎。			○
		混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。		○
		骨材のアルカリシリ反応性試験 (化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。		
		骨材のアルカリシリ反応性試験 (迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリ反応性試験 (モルタル法) の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。		
	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。			○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5 以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び碎砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		○
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	■粗骨材: 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は 5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 ■細骨材: 碎砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) 碎砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)			○
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回 以上 /12か月 以上 および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。		○
		有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			○

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 21 吹付工

21 吹付工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
21 吹付工	材料 必須※(いずれか1方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	3.0 kg/m ³ 以下	工事開始前、各配合毎。			○
		混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。		○
		骨材のアルカリシリ反応性試験 (化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。		
		骨材のアルカリシリ反応性試験 (迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリ反応性試験 (モルタル法) の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。		
	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。			○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5 以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び碎砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		○
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	■粗骨材: 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は 5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 ■細骨材: 碎砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) 碎砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)			○
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回 以上 /12か月 以上 および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。		○
		有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			○

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 21 吹付工

21 吹付工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
21 吹付工	材料	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上／12か月 ^{以上} 及び産地が変わった場合。 砂利、碎石：工事開始前、工事中1回／以上／12か月 ^{以上} 及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	同上	同上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書JC	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200mg/L 以下 セメントの凝結時間の差：始発30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上／12か月 ^{以上} および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合： JIS A 5308 付属書JC		塩化物イオン量：200mg/L 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上／12か月 ^{以上} および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	・但し、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 21 吹付工

21 吹付工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
21 吹付工	材料	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回／6ヶ月 ^{以上} 及び産地が変わった場合。 砂利、碎石：工事開始前、工事中1回／6ヶ月 ^{以上} 及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	同上	同上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書C	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年 ^{以上} および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合： JIS A 5308 付属書C		塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／月 ^{以上} および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	・但し、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 21 吹付工

21 吹付工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
21 吹付工	製造 (ア'ラント)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による（但し、偏差 0.3%以下）	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	同上	1回/日以上	同上	
		その他	計量設備の計量精度	任意の連続した 10 バッチについて各計量器別、材料別に行う	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	同上	○
	その他		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチ ミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月	小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1.0m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
			連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月	同上	○
	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会基準 JSCE-F 561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照	

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 21 吹付工

21 吹付工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
21 吹付工	製造 (ア'ラント)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による（但し、偏差 0.3%以下）	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	同上	1回/日以上	同上	
		その他	計量設備の計量精度	任意の連続した 10 バッチについて各計量器別、材料別に行う	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	同上	○
	その他		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチ ミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上	小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1.0m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
			連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上	同上	○
	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会基準 JSCE-F 561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照	

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 22 現場吹付法枠工

22 現場吹付法枠工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
22 現場吹付法枠工	材料 必須※(いずれか1方法)	JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	3.0kg/m ³ 以下	工事開始前、各配合毎。		○
			混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。	○
			骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
			骨材のアルカリシリカ反応性試験(迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリカ反応性試験(モルタルバー法)の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
	その他 JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5g/cm ³ 以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下(碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用碎石及び碎砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	■粗骨材: 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 ■細骨材: 碎砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 碎砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)		工事開始前、工事中2回/月以上および産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。	○
			JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 22 現場吹付法枠工

22 現場吹付法枠工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
22 現場吹付法枠工	材料 必須※(いずれか1方法)	JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	3.0kg/m ³ 以下	工事開始前、各配合毎。		○
			混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。	○
			骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
			骨材のアルカリシリカ反応性試験(迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリカ反応性試験(モルタルバー法)の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
	その他 JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5g/cm ³ 以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下(碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用碎石及び碎砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	■粗骨材: 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 ■細骨材: 碎砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 碎砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)		工事開始前、工事中2回/月以上および産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。	○
			JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 22 現場吹付法枠工

22 現場吹付法枠工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
22 現場吹付法枠工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 5005 JIS A 1122	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利、碎砂、碎石: 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石: 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R5210 (ポルトランドセメント) JIS R5211 (高炉セメント) JIS R5212 (シリカセメント) JIS R5213 (フライアッシュセメント) JIS R5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	同上	同上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308 附属書JC	懸濁物質の量: 2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/l 以下 塩化物イオン量: 200mg/L 以下 セメントの凝結時間の差: 始発 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢 1,7 及び 28 日で 90% 以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合: JIS A 5308 附属書JC	塩化物イオン量: 200mg/L 以下 セメントの凝結時間の差: 始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢 7 及び 28 日で 90% 以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による (但し、偏差 0.3% 以下)	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
製造(プラント)	必須		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	同上	1回/日以上	同上	
			計量設備の計量精度	任意の連続した 10 バッチについて各計量器別、材料別に行う	水: ±1% 以内 セメント: ±1% 以内 骨材: ±3% 以内 混和材: ±2% 以内 (高炉スラグ微粉末の場合は ±1% 以内) 混和剤: ±3% 以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	同上	○
	その他		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8% 以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5% 以下 圧縮強度の偏差率: 7.5% 以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10% 以下 コンシスティンシー (スランプ) の偏差率: 15% 以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月	小規模工種で 1 工種当たりの総使用量が 50m ³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ 1.0m 以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅 2.0m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 22 現場吹付法枠工

22 現場吹付法枠工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
22 現場吹付法枠工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 5005 JIS A 1122	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利、碎砂、碎石: 工事開始前、工事中1回以上/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石: 工事開始前、工事中1回以上/年及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R5210 (ポルトランドセメント) JIS R5211 (高炉セメント) JIS R5212 (シリカセメント) JIS R5213 (フライアッシュセメント) JIS R5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	同上	同上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308 附属書JC	懸濁物質の量: 2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/l 以下 塩化物イオン量: 200ppm 以下 セメントの凝結時間の差: 始発 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢 1,7 及び 28 日で 90% 以上	工事開始前及び工事中1回/年以上	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合: JIS A 5308 附属書JC	塩化物イオン量: 200ppm 以下 セメントの凝結時間の差: 始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢 7 及び 28 日で 90% 以上	工事開始前及び工事中1回/年以上 スラッジ水の濃度は1回/日	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による (但し、偏差 0.3% 以下)	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
製造(プラント)	必須		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	同上	1回/日以上	同上	
			計量設備の計量精度	任意の連続した 10 バッチについて各計量器別、材料別に行う	水: ±1% 以内 セメント: ±1% 以内 骨材: ±3% 以内 混和材: ±2% 以内 (高炉スラグ微粉末の場合は ±1% 以内) 混和剤: ±3% 以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	同上	○
	その他		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8% 以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5% 以下 圧縮強度の偏差率: 7.5% 以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10% 以下 コンシスティンシー (スランプ) の偏差率: 15% 以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	小規模工種で 1 工種当たりの総使用量が 50m ³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ 1.0m 以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅 2.0m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 22 現場吹付法枠工

22 現場吹付法枠工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
22 現場吹付法枠工	製造(ア'ラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3 cm以下	工事開始前及び工事中 1回 <u>以上</u> / <u>12か月</u>	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミキストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会基準 JSCE-F 561-2023	設計図書による	1回 6本吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、Φ5 cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本)とする。	・参考値: 18N/mm ² 以上 (材令28日) ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。又はレディーミキストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照	
		その他	スランプ試験(モルタル及びスランプ5cm未満の場合を除く)	JIS A 1101	スランプ 5 cm以上 8 cm未満: 許容差士1.5 cm スランプ 8 cm以上 18 cm以下: 許容差士2.5 cm	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。又はレディーミキストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則 0.3 kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	同上	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	同上	
			ロックボルトの引抜き試験	付表4-11「ロックボルトの引抜試験」	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 22 現場吹付法枠工

22 現場吹付法枠工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
22 現場吹付法枠工	製造(ア'ラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3 cm以下	工事開始前及び工事中 1回 <u>以上</u> / <u>年以上</u>	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミキストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会基準 JSCE-F 561-2013	設計図書による	1回 6本吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、Φ5 cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本)とする。	・参考値: 18N/mm ² 以上 (材令28日) ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。又はレディーミキストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照	
		その他	スランプ試験(モルタル及びスランプ5cm未満の場合を除く)	JIS A 1101	スランプ 5 cm以上 8 cm未満: 許容差士1.5 cm スランプ 8 cm以上 18 cm以下: 許容差士2.5 cm	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。又はレディーミキストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則 0.3 kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	同上	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	同上	
			ロックボルトの引抜き試験	付表4-11「ロックボルトの引抜試験」	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 23 河川土工

23 河川土工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
23 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の含水比試験	JIS A1 203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
		施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53 mm : JIS A 1214(砂置換法) 最大粒径>53 mm : 舗装調査・試験法便覧[4]-185(突砂法)	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 : (25%≤75 μm ふるい通過分<50%)】 空気間隙率 Va が Va≤15% 【粘性土 : (50%≤75 μm ふるい通過分)】 飽和度 Sr が 85%≤Sr≤95%または空気間隙率 Va が 2%≤Va≤10% 又は設計図書による。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、又は堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 ただし、小断面で長延長等の場合、1,000m ³ に1回とする。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができます。・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。
				または、「RI 計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 : (25%≤75 μm ふるい通過分<50%)】 空気間隙率 Va が Va≤15% 【粘性土 : (50%≤75 μm ふるい通過分)】 飽和度 Sr が 85%≤Sr≤95%または空気間隙率 Va が 2%≤Va≤10% 又は設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100 mmの場合に適用する ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 RI 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第9編第6章 RIによる土の密度試験」等による	
				または、「TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 23 河川土工

23 河川土工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
23 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の含水比試験	JIS A1 203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
		施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53 mm : JIS A 1214(砂置換法) 最大粒径>53 mm : 舗装調査・試験法便覧[4]-185(突砂法)	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 : (25%≤75 μm ふるい通過分<50%)】 空気間隙率 Va が Va≤15% 【粘性土 : (50%≤75 μm ふるい通過分)】 飽和度 Sr が 85%≤Sr≤95%または空気間隙率 Va が 2%≤Va≤10% 又は設計図書による。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、又は堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 ただし、小断面で長延長等の場合、1,000m ³ に1回とする。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができます。・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。
				または、「RI 計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 : (25%≤75 μm ふるい通過分<50%)】 空気間隙率 Va が Va≤15% 【粘性土 : (50%≤75 μm ふるい通過分)】 飽和度 Sr が 85%≤Sr≤95%または空気間隙率 Va が 2%≤Va≤10% 又は設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100 mmの場合に適用する ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 RI 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第9編第6章 RIによる土の密度試験」等による	
				または、「TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 25 道路土工

25 道路土工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認								
25 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 又は 飽和度の測定（粘質土） ※右記試験方法（3種類）の いずれかを実施する。	または、「RI 計器を用いた 盛土の締固め管理 要領（案）」による	■【砂質土】■ 【路体】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が・最大乾燥密度の 92% 以上（締固め試験（JISA1210）A・B 法）。 【路床】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の 97% 以上（締固め試験（JISA1210）A・B 法） ・最大乾燥密度の 92% 以上（締固め試験（JISA1210）C・D・E 法）。 ただし、JISA1210C・D・E 法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や 1 層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 ■【粘性土】■ 【路体】及び【路床】：自然含水比又はトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が 8% 以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路体とも、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が 2,000m ² 以上の場合、その施工面積を 2 管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>面積 (m²)</th> <th>500 未満</th> <th>500 以上 1,000 未満</th> <th>1,000 以上 2,000 未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	面積 (m ²)	500 未満	500 以上 1,000 未満	1,000 以上 2,000 未満	測定点数	5	10	15	<ul style="list-style-type: none"> ・最大粒径 < 100 mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていない場合、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・RI 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第9編第6章 RIによる土の密度試験」等による。
面積 (m ²)	500 未満	500 以上 1,000 未満	1,000 以上 2,000 未満													
測定点数	5	10	15													
または、「TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがれることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。														
ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。														
その他	平板載荷試験	JISA1215	各車線ごとに延長 40m について 1箇所の割で行う。													
	現場 CBR 試験	JISA1222	各車線ごとに延長 40m について 1回の割で行う													
	含水比試験	JISA1203	【路体】1,000m ³ につき 1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり 3 回以上。 【路床】500m ³ につき 1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は 1 工事当たり 3 回以上。													
	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	必要に応じて実施。 (例) トラフィカビリティが悪いとき。													
	たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284 (ベンケルマンビーム)	ブルーフローリングでの不良箇所について実施													

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 25 道路土工

25 道路土工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認								
25 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 又は 飽和度の測定（粘質土） ※右記試験方法（3種類）の いずれかを実施する。	または、「RI 計器を用いた 盛土の締固め管理 要領（案）」による	■【砂質土】■ 【路体】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が・最大乾燥密度の 92% 以上（締固め試験（JISA1210）A・B 法）。 【路床】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の 97% 以上（締固め試験（JISA1210）A・B 法） ・最大乾燥密度の 92% 以上（締固め試験（JISA1210）C・D・E 法）。 ただし、JISA1210C・D・E 法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や 1 層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 ■【粘性土】■ 【路体】及び【路床】：自然含水比又はトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が 8% 以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路体とも、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が 2,000m ² 以上の場合、その施工面積を 2 管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>面積 (m²)</th> <th>500 未満</th> <th>500 以上 1,000 未満</th> <th>1,000 以上 2,000 未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	面積 (m ²)	500 未満	500 以上 1,000 未満	1,000 以上 2,000 未満	測定点数	5	10	15	<ul style="list-style-type: none"> ・最大粒径 < 100 mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていない場合、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・RI 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第9編第6章 RIによる土の密度試験」等による。
面積 (m ²)	500 未満	500 以上 1,000 未満	1,000 以上 2,000 未満													
測定点数	5	10	15													
または、「TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがれることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。														
ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。														
その他	平板載荷試験	JISA1215	各車線ごとに延長 40m について 1箇所の割で行う。													
	現場 CBR 試験	JISA1222	各車線ごとに延長 40m について 1回の割で行う													
	含水比試験	JISA1203	【路体】1,000m ³ につき 1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり 3 回以上。 【路床】500m ³ につき 1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は 1 工事当たり 3 回以上。													
	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	必要に応じて実施。 (例) トラフィカビリティが悪いとき。													
	たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284 (ベンケルマンビーム)	ブルーフローリングでの不良箇所について実施													

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 28 コンクリートダム

28 コンクリートダム

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
28 コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディーミックスコンクリートを使用する場合は除く)	必須※(いずれか1方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	3.0 kg/m ³ 以下	工事開始前、各配合毎。		○
			混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。	○
			骨材のアルカリシリカ反応性試験 (化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
			骨材のアルカリシリカ反応性試験 (迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリ反応性試験 (モルタル法) の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5 以上 吸水率: [2023年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	同上	JIS A5005 (コンクリート用碎石及び砂) JIS A5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	同上		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	同上		

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 28 コンクリートダム

28 コンクリートダム

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
28 コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディーミックスコンクリートを使用する場合は除く)	必須※(いずれか1方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	3.0 kg/m ³ 以下	工事開始前、各配合毎。		○
			混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。	○
			骨材のアルカリシリカ反応性試験 (化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
			骨材のアルカリシリカ反応性試験 (迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリ反応性試験 (モルタル法) の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5 以上 吸水率: [2013年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	同上	JIS A5005 (コンクリート用碎石及び砂) JIS A5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	同上		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	同上		

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 28 コンクリートダム

28 コンクリートダム

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
28 コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディーミキストコンクリートを使用する場合は除く)	(JISマーク表示されたレディーミキストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JISA1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月 および産地が変わった場合。	濃い場合は、JISA1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。	○
			有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JISA1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JISA1103 JISA5005 JISA5308	■粗骨材： 粗骨材：1.0%以下。ただし、碎石の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉のときには、3.0%以下 ■細骨材： - 7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 - 砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JISA1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JISA1122 JISA5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月 および産地が変わった場合。 砂利、碎石：工事開始前、工事中1回以上/12か月 および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JISA5308 附属書 JC	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200mg/L 以下 セメントの凝結時間の差：始発30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月 および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合： JISA5308 付属書 JC	塩化物イオン量：200mg/L 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月 および水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 28 コンクリートダム

28 コンクリートダム

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
28 コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディーミキストコンクリートを使用する場合は除く)	(JISマーク表示されたレディーミキストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JISA1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上 および産地が変わった場合。	濃い場合は、JISA1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。	○
			有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JISA1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JISA1103 JISA5005 JISA5308	■粗骨材： 粗骨材：1.0%以下。ただし、碎石の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉のときには、3.0%以下 ■細骨材： - 7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 - 砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JISA1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JISA1122 JISA5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上 および産地が変わった場合。 砂利、碎石：工事開始前、工事中1回/年以上 および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JISA5308 附属書 C	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年 および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合： JISA5308 付属書 C	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年 および水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 28 コンクリートダム

28 コンクリートダム

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
28 コンクリートダム <small>（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合を除く）</small>	製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10バッチについて各計量器別、材料別に行う。	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシスティンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月		○
			連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-I502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	同上	

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 28 コンクリートダム

28 コンクリートダム

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
28 コンクリートダム <small>（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合を除く）</small>	製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10バッチについて各計量器別、材料別に行う。	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシスティンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上		○
			連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-I502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	同上	

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 28 コンクリートダム

28 コンクリートダム

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
28 コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則 0.3 kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができます。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			単位水量測定	付表参考資料レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)による	付表による	1日当りコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ 以上施工する場合: 2回/日(午前1回、午後1回)、および荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20・25mmの場合は175 kg/m ³ 、40mmの場合は165 kg/m ³ を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ' 5 cm以上 8 cm未満: 許容差±1.5 cm スランプ' 8 cm以上 18 cm以下: 許容差±2.5 cm	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができます。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	同上	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ビア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2~3時間に1回の割合で行う。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			温度測定(気温・コンクリート)	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 28 コンクリートダム

28 コンクリートダム

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
28 コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則 0.3 kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができます。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			単位水量測定	付表参考資料レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)による	付表による	1日当りコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ 以上施工する場合: 2回/日(午前1回、午後1回)、および荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20・25mmの場合は175 kg/m ³ 、40mmの場合は165 kg/m ³ を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ' 5 cm以上 8 cm未満: 許容差±1.5 cm スランプ' 8 cm以上 18 cm以下: 許容差±2.5 cm	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができます。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	同上	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ビア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2~3時間に1回の割合で行う。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			温度測定(気温・コンクリート)	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 29 覆エコンクリート (NATM)

29 覆エコンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29 覆エコンクリート (NATM)	材料	必須※(いずれか1方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	3.0 kg/m ³ 以下	工事開始前、各配合毎。		○
			混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。	○
			骨材のアルカリシリカ反応性試験 (化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
			骨材のアルカリシリカ反応性試験 (迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリ反応性試験 (モルタル法) の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5 以上 細骨材の吸水率: 3.5% 以下 粗骨材の吸水率: 3.0% 以下 (碎砂・碎石・高炉スラグ骨材・フェロニッケルスラグ細骨材・銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	同上	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び碎砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40% 以下、砂利 35% 以下		工事開始前、工事中1回以上/12か月 および産地が変わった場合。 但し、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	■粗骨材: 碎石 3.0% 以下 (ただし、粒形判定実績率が 58% 以上の場合は 5.0% 以下) スラグ粗骨材 5.0% 以下 それ以外 (砂利等) 1.0% 以下 ■細骨材: 碎砂 9.0% 以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0% 以下) 碎砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0% 以下) スラグ細骨材 7.0% 以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0% 以下) それ以外 (砂等) 5.0% 以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 3.0% 以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 29 覆エコンクリート (NATM)

29 覆エコンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29 覆エコンクリート (NATM)	材料	必須※(いずれか1方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	3.0 kg/m ³ 以下	工事開始前、各配合毎。		○
			混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。	○
			骨材のアルカリシリカ反応性試験 (化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
			骨材のアルカリシリカ反応性試験 (迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリ反応性試験 (モルタル法) の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5 以上 細骨材の吸水率: 3.5% 以下 粗骨材の吸水率: 3.0% 以下 (碎砂・碎石・高炉スラグ骨材・フェロニッケルスラグ細骨材・銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	同上	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び碎砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40% 以下、砂利 35% 以下		工事開始前、工事中1回以上/年 および産地が変わった場合。 但し、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	■粗骨材: 碎石 3.0% 以下 (ただし、粒形判定実績率が 58% 以上の場合は 5.0% 以下) スラグ粗骨材 5.0% 以下 それ以外 (砂利等) 1.0% 以下 ■細骨材: 碎砂 9.0% 以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0% 以下) 碎砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0% 以下) スラグ細骨材 7.0% 以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0% 以下) それ以外 (砂等) 5.0% 以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 3.0% 以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 29 覆工コンクリート (NATM)

29 覆工コンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29 覆工コンクリート (NATM)	材料	その他	砂の有機不純物試験	JISA1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上／12か月 および産地が変わった場合。	濃い場合は、JISA1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。	○
			有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JISA1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JISA1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JISA1122JISA5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上／12か月 および産地が変わった場合。 砂利、碎石：工事開始前、工事中1回以上／12か月 および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JISR5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JISR5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JISA5308 附属書JC	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200mg/L 以下 セメントの凝結時間の差：始発30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上／12か月 および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合：JISA5308 付属書JC		塩化物イオン量：200mg/L 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上／12か月 および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 29 覆工コンクリート (NATM)

29 覆工コンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29 覆工コンクリート (NATM)	材料	その他	砂の有機不純物試験	JISA1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／年以上 および産地が変わった場合。	濃い場合は、JISA1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。	○
			有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JISA1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JISA1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JISA1122JISA5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上 および産地が変わった場合。 砂利、碎石：工事開始前、工事中1回／年以上 および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JISR5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JISR5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JISA5308 附属書C	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上 および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合：JISA5308 付属書C		塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上 および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 29 覆工コンクリート (NATM)

29 覆工コンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29 覆工コンクリート (NATM)	製造(プラント) 用する場合は除く JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10バッチについて各計量器別、材料別に行う。	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシスティンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月		○
			連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE-I502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	同上	

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 29 覆工コンクリート (NATM)

29 覆工コンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29 覆工コンクリート (NATM)	製造(プラント) 用する場合は除く JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10バッチについて各計量器別、材料別に行う。	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシスティンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上		○
			連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE-I502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	同上	

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 29 覆エコンクリート (NATM)

29 覆エコンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29 覆エコンクリート (NATM)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ 5 cm以上 8 cm未満：許容差±1.5 cm スランプ 8 cm以上 18 cm以下：許容差±2.5 cm	・荷卸し時 1回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。		
			単位水量測定	付表参考資料レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)による	付表による	1日当りコンクリート種別ごとの使用量が 100m ³ 以上施工する場合： 2回／日(午前1回、午後1回)、および荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20・25 mm の場合は 175 kg/m ³ 、40 mm の場合は 165 kg/m ³ を基本とする。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	現場練りコンクリートの場合： (a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の 80% を 1/20 以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を 1/4 以上の確率で下回らない。 レディーミクストコンクリートの場合： 1回の試験結果は指定した呼び強度の 85% 以上であること。3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20~150m ³ ごとに1回。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき 6 本(σ7-3 本、σ28-3 本)とする。		
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則 0.3 kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に 1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は 3 回とする) 試験の判定は 3 回の測定値の平均値。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。		
			その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 29 覆エコンクリート (NATM)

29 覆エコンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29 覆エコンクリート (NATM)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ 5 cm以上 8 cm未満：許容差±1.5 cm スランプ 8 cm以上 18 cm以下：許容差±2.5 cm	・荷卸し時 1回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。		
			単位水量測定	付表参考資料レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)による	付表による	1日当りコンクリート種別ごとの使用量が 100m ³ 以上施工する場合： 2回／日(午前1回、午後1回)、および荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20・25 mm の場合は 175 kg/m ³ 、40 mm の場合は 165 kg/m ³ を基本とする。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	現場練りコンクリートの場合： (a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の 80% を 1/20 以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を 1/4 以上の確率で下回らない。 レディーミクストコンクリートの場合： 1回の試験結果は指定した呼び強度の 85% 以上であること。3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20~150m ³ ごとに1回。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき 6 本(σ7-3 本、σ28-3 本)とする。		
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則 0.3 kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に 1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は 3 回とする) 試験の判定は 3 回の測定値の平均値。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。		
			その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 30 吹付コンクリート (NATM)

30 吹付コンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	同上	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308 付属書 JC	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200mg/L 以下 セメントの凝結時間の差：始発30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上／12か月 および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合：JIS A 5308 付属書 JC		塩化物イオン量：200mg/L 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上／12か月 および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	・但し、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 30 吹付コンクリート (NATM)

30 吹付コンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	同上	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308 付属書 C	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上／年以上 および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合：JIS A 5308 付属書 C		塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上／月以上 および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	・但し、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 30 吹付コンクリート (NATM)

30 吹付コンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30 吹付けコンクリート (NATM)	製造(プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを除く)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10バッチについて各計量器別、材料別に行う。	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合 合: JISA1119 JISA8603-1 JISA8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシスティンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月以上		○
			ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合 土木学会基準 JSCE-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月以上		○
			細骨材の表面水率試験	JISA1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JISA1125	設計図書による	1回／日以上	同上	

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 30 吹付コンクリート (NATM)

30 吹付コンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30 吹付けコンクリート (NATM)	製造(プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを除く)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10バッチについて各計量器別、材料別に行う。	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合 合: JISA1119 JISA8603-1 JISA8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシスティンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上		○
			ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合 土木学会基準 JSCE-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上		○
			細骨材の表面水率試験	JISA1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JISA1125	設計図書による	1回／日以上	同上	

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定

3 品質管理基準 30 吹付コンクリート (NATM)

30 吹付コンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則 0.3 kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。		
			吹付けコンクリートの初期強度 (引抜きせん強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で 5 N/mm ² 以上	トンネル施工延長 40mごとに1回		
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会基準 JSCE-G561-2023	現場練りコンクリートの場合： (a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の 80% を 1/20 以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を 1/4 以上の確率で下回らない。 レディーミクストコンクリートの場合： 1回の試験結果は指定した呼び強度の 85% 以上であること。3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長 40m毎に1回 材命 7 日、28 日 (2×3=6 供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート (モルタル) を吹付け、現場で 7 日間及び 28 日間放置後、Φ5cm のコアを切り取りキャッピングを行う。1回に 6 本 (σ7…3本、σ28…3本) とする。		
	施工	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ 5 cm 以上 8 cm 未満：許容差 ±1.5 cm スランプ 8 cm 以上 18 cm 以下：許容差 ±2.5 cm	・荷卸し時 1回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	同上		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

(旧) 令和5年10月版

3 品質管理基準 30 吹付コンクリート (NATM)

30 吹付コンクリート (NATM)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則 0.3 kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。		
			吹付けコンクリートの初期強度 (引抜きせん強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で 5 N/mm ² 以上	トンネル施工延長 40mごとに1回		
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会基準 JSCE-G561-2013	現場練りコンクリートの場合： (a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の 80% を 1/20 以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を 1/4 以上の確率で下回らない。 レディーミクストコンクリートの場合： 1回の試験結果は指定した呼び強度の 85% 以上であること。3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長 40m毎に1回 材命 7 日、28 日 (2×3=6 供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート (モルタル) を吹付け、現場で 7 日間及び 28 日間放置後、Φ5cm のコアを切り取りキャッピングを行う。1回に 6 本 (σ7…3本、σ28…3本) とする。		
	施工	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ 5 cm 以上 8 cm 未満：許容差 ±1.5 cm スランプ 8 cm 以上 18 cm 以下：許容差 ±2.5 cm	・荷卸し時 1回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	同上		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定								(旧) 令和5年10月版										
7 写真管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工 第3節 共通の工種								7 写真管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工 第3節 共通の工種										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4 矢 板 工		矢板工〔任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう矢板)	根入長 変位 数量	40m又は1施工箇所に1回〔打込前後〕 40m又は1施工箇所に1回〔打込後〕 全数量〔打込後〕		1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4 矢 板 工		矢板工〔任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (可とう矢板)	根入長 変位 数量	40m又は1施工箇所に1回〔打込前後〕 40m又は1施工箇所に1回〔打込後〕 全数量〔打込後〕		
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5 法 枠 工	1	現場打法枠工 現場吹付法枠工	法長 幅 高さ 枠中心間隔	100m又は1施工箇所に1回〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用い工工た出来形管理要領（案）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5 法 枠 工	1	現場打法枠工 現場吹付法枠工	法長 幅 高さ 枠中心間隔	100m又は1施工箇所に1回〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用い工工た出来形管理要領（案）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5 法 枠 工	2	プレキャスト法枠工	法長	100m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5 法 枠 工	2	プレキャスト法枠工	法長	100m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6 吹 付 工		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況 ラス鉄網の重ね合せ寸法 法長 厚さ（検測孔）	200m又は1施工箇所に1回〔清掃後〕 200m又は1施工箇所に1回〔吹付前〕 200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕 200m又は1施工箇所に1回〔吹付後〕		1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6 吹 付 工		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況 ラス鉄網の重ね合せ寸法 法長 厚さ（検測孔）	200m又は1施工箇所に1回〔清掃後〕 200m又は1施工箇所に1回〔吹付前〕 200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕 200m又は1施工箇所に1回〔吹付後〕		
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7 植 生 工	1	種子散布工 客土吹付工 張芝工 筋芝工 植生マット工 植生シート工 人工張芝工 植生筋工	材料使用量 土羽土の厚さ 法長	1工事に1回〔混合前〕 200m又は1施工箇所に1回〔施工中〕 200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7 植 生 工	1	種子散布工 客土吹付工 張芝工 筋芝工 植生マット工 植生シート工 人工張芝工 植生筋工	材料使用量 土羽土の厚さ 法長	1工事に1回〔混合前〕 200m又は1施工箇所に1回〔施工中〕 200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7 植 生 工	2	植生基材吹付工	清掃状況 ラス鉄網の重ね合せ寸法 厚さ（検測孔） 法長 材料使用量	200m又は1施工箇所に1回〔清掃後〕 200m又は1施工箇所に1回〔吹付前〕 200m又は1施工箇所に1回〔吹付後〕 200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕 1工事に1回〔混合前〕		1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7 植 生 工	2	厚層基材吹付工	清掃状況 ラス鉄網の重ね合せ寸法 厚さ（検測孔） 法長 材料使用量	200m又は1施工箇所に1回〔清掃後〕 200m又は1施工箇所に1回〔吹付前〕 200m又は1施工箇所に1回〔吹付後〕 200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕 1工事に1回〔混合前〕		
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8 縁 石 工		縁石工 (縁石・アスカーブ)	出来ばえ	1種別毎に1回〔施工後〕		1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8 縁 石 工		縁石工 (縁石・アスカーブ)	出来ばえ	1種別毎に1回〔施工後〕		
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9 小 型 標 識 工		小型標識工	基礎幅 基礎高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回〔施工後〕		1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9 小 型 標 識 工		小型標識工	基礎幅 基礎高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回〔施工後〕		
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10 防 止 柵 工		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	パイプ取付高	1施工箇所に1回〔施工後〕		1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10 防 止 柵 工		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	パイプ取付高	1施工箇所に1回〔施工後〕		
備考		誤植訂正																

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定										(旧) 令和5年10月版									
7 写真管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工 第4節 基礎工										7 写真管理基準 第1編 共通編 第3章 一般施工 第4節 基礎工									
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11 路 側 防 護 柵 工	1	ガードレール	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況 ※根入長 (基礎)	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕		1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11 路 側 防 護 柵 工	1	ガードレール	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況 ※根入長 (基礎)	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕			
						ビーム取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕								ビーム取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11 路 側 防 護 柵 工	2	ガードケーブル	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況 ※根入長 (基礎)	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕		1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11 路 側 防 護 柵 工	2	ガードケーブル	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況 ※根入長 (基礎)	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕			
						ケーブル取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕								ケーブル取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12 区 画 線 工		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕		1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12 区 画 線 工		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕			
						出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕								出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13 道 路 付 屬 物 工		道路附属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕		1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13 道 路 付 屬 物 工		道路附属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕			
						設置高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕								設置高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13 道 路 付 屬 物 工		道路附属物工 (鋼製大型視線誘導標)				1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13 道 路 付 屬 物 工		道路附属物工 (鋼製大型視線誘導標)	設置高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	1 基 礎 工 事 項	1 2 3	切込砂利 碎石基礎工 割ぐり石基礎工 均しコンクリート	幅 厚さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	1 基 礎 工 事 項	1 2 3	切込砂利 碎石基礎工 割ぐり石基礎工 均しコンクリート	幅 厚さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	2 法 留 基 礎 工	1	法留基礎工 (現場打)	幅 高さ	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕		1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	2 法 留 基 礎 工	1	法留基礎工 (現場打)	幅 高さ	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	3 法 留 基 礎 工		法留基礎工 (プレキャスト)	据付状況	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	3 法 留 基 礎 工		法留基礎工 (プレキャスト)	据付状況	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	4 既 製 杭 工	1 2 3	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕		1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	4 既 製 杭 工	1 2 3	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕			
備考					誤植訂正														

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定								(旧) 令和5年10月版										
7 写真管理基準 第1編 共通編 第4章 土工 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工								7 写真管理基準 第1編 共通編 第4章 土工 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕							撮影項目	撮影頻度〔時期〕			
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2		掘削工(切土工)	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕		1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2		掘削工(切土工)	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕		
						法長 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕							法長 ※右のいずれか で撮影する。	40m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕			
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事1回 〔掘削後〕		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事1回 〔掘削後〕							・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況 と出来形計測対象 点上のプリズムの 設置状況(プリズ ムが必要な場合の み)がわかるよう に撮影			
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 多点計測技術(面管理の場合)」における空中写真測量(UAV)および地上写真測量 に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 多点計測技術(面管理の場合)」における空中写真測量(UAV)および地上写真測量 に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。										
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3		盛土工・築堤	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理 要領」における「締固め層厚分布図」を提 出する場合は写真不要		1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3		盛土工・築堤	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理 要領」における「締固め層厚分布図」を提 出する場合は写真不要		
						締固め状況	転圧機械が変わる毎に1回 〔締固め時〕							締固め状況	転圧機械が変わる毎に1回 〔締固め時〕			
						法長 幅 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕							法長 幅 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は1工事1回 〔掘削後〕		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は1工事1回 〔掘削後〕							・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況 と出来形計測対象 点上のプリズムの 設置状況(プリズ ムが必要な場合の み)がわかるよう に撮影			
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ) 壁工法) (多数アンカー式補強土工 工法) (ジオテキスタイルを用い た補強土工法)	厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ) 壁工法) (多数アンカー式補強土工 工法) (ジオテキスタイルを用い た補強土工法)	厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
						仕上げ状況 厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕							仕上げ状況 厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕			
備考	誤植訂正																	

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定								(旧) 令和5年10月版										
7 写真管理基準 第2編 河川編 第1章 築堤・護岸 第3節 護岸工								7 写真管理基準 第2編 河川編 第1章 築堤・護岸 第3節 護岸工										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	4		コンクリートブロック工		1-3-5-3 コンクリートブロック工に準ずる。		2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	4		コンクリートブロック工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工に準ずる。		
2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	6		緑化ブロック工		1-3-5-4 緑化ブロック工に準ずる。		2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	6		緑化ブロック工		第1編 3-5-4 緑化ブロック工に準ずる。		
2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	7		環境護岸ブロック工		1-3-5-3 コンクリートブロック工に準ずる。		2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	7		環境護岸ブロック工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工に準ずる。		
2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	8		法枠工		1-3-3-5 法枠工に準ずる。		2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	8		法枠工		第1編 3-3-5 法枠工に準ずる。		
2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	8 多自然型護岸工	1	石張り・石積み工		1-3-5-5 石積(張)工に準ずる。		2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	8 多自然型護岸工	1	石張り・石積み工		第1編 3-5-5 石積(張)工に準ずる。		
2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	8 多自然型護岸工	2	巨石張り・巨石積み	胴込裏込厚	100m又は1施工箇所に1回	〔施工中〕	2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	8 多自然型護岸工	2	巨石張り・巨石積み	胴込裏込厚	100m又は1施工箇所に1回	〔施工中〕	
						法長	100m又は1施工箇所に1回	〔施工後〕							法長	100m又は1施工箇所に1回	〔施工後〕	
2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	8 多自然型護岸工	3	かごマット	高さ 法長	100m又は1施工箇所に1回	〔施工後〕	2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	8 多自然型護岸工	3	かごマット	高さ 法長	100m又は1施工箇所に1回	〔施工後〕	
2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	10 矢板護岸工		笠コンクリート工		1-3-4-3 法留基礎工に準ずる		2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	10 矢板護岸工		笠コンクリート工		第1編 3-4-3 法留基礎工に準ずる		
2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	11		法留基礎工		1-3-4-3 法留基礎工に準ずる。		2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	11		法留基礎工		第1編 3-4-3 法留基礎工に準ずる。		
2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	12		矢板工		1-3-4-3 法留基礎工に準ずる。		2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	12		矢板工		第1編 3-4-3 法留基礎工に準ずる。		
備考		表現の変更																

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定								(旧) 令和5年10月版									
7 写真管理基準 第2編 河川編 第1章 築堤・護岸 第4節 根固め工								7 写真管理基準 第2編 河川編 第1章 築堤・護岸 第4節 根固め工									
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	14		護岸付属物工	幅 高さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕		2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	14		護岸付属物工	幅 高さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	14	1	じゃかご	法長 厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	14	1	じゃかご	法長 厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	14	2	ふとんかご かご枠	高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	14	2	ふとんかご かご枠	高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	15		覆土工		1-4-3-5 整形仕上げ工に準ずる。		2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	15		覆土工		1-4-3-5 整形仕上げ工に準ずる。	
2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	16		プレキャスト擁壁工	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕		2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	16		プレキャスト擁壁工	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	
2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	17		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）」による場合は1工事に1回		2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	17		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）」による場合は1工事に1回	
						厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）」による場合は1工事に1回 〔型枠取外し後〕								厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）」による場合は1工事に1回 〔型枠取外し後〕	
2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	18		植生工		1-3-3-7 河築護植生工に準ずる。		2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	18		植生工		1-3-3-7 河築護植生工に準ずる。	
2 河川編	1 築堤・護岸	4 根固め工	3		根固めエプロック工	数量	全数量 〔製作後〕		2 河川編	1 築堤・護岸	4 根固め工	4		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						プロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕										
2 河川編	1 築堤・護岸	4 根固め工	4		捨石工	幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		2 河川編	1 築堤・護岸	4 根固め工	5					
備考	誤植訂正																

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定								(旧) 令和5年10月版										
7 写真管理基準 第2編 河川編 第1章 築堤・護岸 第7節 付属物設置工								7 写真管理基準 第2編 河川編 第1章 築堤・護岸 第7節 付属物設置工										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
2 河川編	1 築堤・護岸	4 根固め工	7 かご工	2	じゃかご	法長 厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		2 河川編	1 築堤・護岸	4 根固め工	7 かご工	2	じゃかご	法長 厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
2 河川編	1 築堤・護岸	5 水制工	5		ふとんかご	高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		2 河川編	1 築堤・護岸	5 水制工	5		ふとんかご	高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
2 河川編	1 築堤・護岸	5 水制工	5		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		2 河川編	1 築堤・護岸	5 水制工	5		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
2 河川編	1 築堤・護岸	5 水制工	6		捨石工	幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		2 河川編	1 築堤・護岸	5 水制工	6		捨石工	幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
2 河川編	1 築堤・護岸	5 水制工	7	1	じゃかご	法長 厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		2 河川編	1 築堤・護岸	5 水制工	7	1	じゃかご	法長 厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
2 河川編	1 築堤・護岸	5 水制工	7	2	ふとんかご	高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		2 河川編	1 築堤・護岸	5 水制工	7	2	ふとんかご	高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
2 河川編	1 築堤・護岸	5 水制工	10		杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所に1回 〔施工前〕		2 河川編	1 築堤・護岸	5 水制工	10		杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所に1回 〔施工前〕		
						幅 方向	1施工箇所に1回 〔施工後〕								幅 方向	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
2 河川編	1 築堤・護岸	7 付属物設置工	4		防止柵工		1-3-3-10 防止柵工に準ずる。		2 河川編	1 築堤・護岸	7 付属物設置工	4		防止柵工		第1編3-3-10 防止柵工に準ずる。		
2 河川編	1 築堤・護岸	8 付属道路工	3		アスファルト舗装工		1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		2 河川編	1 築堤・護岸	8 付属道路工	3		アスファルト舗装工		1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
2 河川編	1 築堤・護岸	8 付属道路工	4		コンクリート舗装工		1-3-6-6 コンクリート舗装工に準ずる。		2 河川編	1 築堤・護岸	8 付属道路工	4		コンクリート舗装工		1-3-6-6 コンクリート舗装工に準ずる。		

備考

表現の変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定								(旧) 令和5年10月版									
7 写真管理基準 第2編 河川編 第1章 築堤・護岸 第8節 付属道路工								7 写真管理基準 第2編 河川編 第1章 築堤・護岸 第8節 付属道路工									
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	8 付 属 道 路 工	5		薄層カラー舗装工		1-3-6-7 薄層カラー舗装工に準ずる。		2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	8 付 属 道 路 工	4		薄層カラー舗装工		1-3-6-7 薄層カラー舗装工に準ずる。	
2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	8 付 属 道 路 工	6	1	下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕		2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	8 付 属 道 路 工	6	1	下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	8 付 属 道 路 工	6	2	上層路盤工 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕		2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	8 付 属 道 路 工	6	2	上層路盤工 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	8 付 属 道 路 工	6	3	上層路盤工 セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕		2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	8 付 属 道 路 工	6	3	上層路盤工 セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000m ³ に1回 〔整正後〕								厚さ	1,000m ³ に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	8 付 属 道 路 工	6	4	加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕		2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	8 付 属 道 路 工	6	4	加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	8 付 属 道 路 工	6	5	基層工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕		2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	8 付 属 道 路 工	6	5	基層工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	8 付 属 道 路 工	7	1 2 3 4	プレキャストU型側溝 L型側溝 自由勾配側溝 管渠	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕		2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	8 付 属 道 路 工	7	1 2 3 4	プレキャストU型側溝 L型側溝 自由勾配側溝 管渠	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	
						施工状況									施工状況	道路延長100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕 〔埋戻し前〕	
2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	8 付 属 道 路 工	8		集水ます工	※厚さ ※幅 ※高さ 施工状況	道路延長100m又は1施工箇所に1回 (※印は現場打ちがある場合) 〔型枠取外し後〕 〔埋戻し前〕		2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	8 付 属 道 路 工	8		集水ます工	※厚さ ※幅 ※高さ 施工状況	道路延長100m又は1施工箇所に1回 (※印は現場打ちがある場合) 〔型枠取外し後〕 〔埋戻し前〕	
2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	8 付 属 道 路 工	9		縁石工		1-3-3-8 縁石工に準ずる。		2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	8 付 属 道 路 工	9		縁石工		1-3-3-8 縁石工に準ずる。	

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定							(旧) 令和5年10月版										
7 写真管理基準 第2編 河川編 第2章 浚渫(河川) 第2節 ポンプ浚渫船浚渫工、第3節 クラブ浚渫船浚渫工、第4節 バックホウ船浚渫工							7 写真管理基準 第2編 河川編 第2章 浚渫(河川) 第2節 ポンプ浚渫船浚渫工、第3節 クラブ浚渫船浚渫工、第4節 バックホウ船浚渫工										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕							撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
2 河川編	2 浚渫 (河川)	2 ポンプ 浚渫船 浚渫工	2		浚渫船運転工	深さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕		2 河川編	2 浚渫 (河川)	2 ポンプ 浚渫船 浚渫工	2		浚渫船運転工	深さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
2 河川編	2 浚渫 (河川)	3 クラブ 船浚渫工	2		浚渫船運転工	深さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕		2 河川編	2 浚渫 (河川)	3 クラブ 船浚渫工	2		浚渫船運転工	深さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
2 河川編	2 浚渫 (河川)	4 バックホウ 船浚渫工	2		浚渫船運転工	深さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕		2 河川編	2 浚渫 (河川)	4 バックホウ 船浚渫工	2		浚渫船運転工	深さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

備考

表現の変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定								(旧) 令和5年10月版									
7 写真管理基準 第2編 河川編 第5章 壇 第3節 工場製作工								7 写真管理基準 第2編 河川編 第5章 壇 第3節 工場製作工									
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
2 河 川 編	5 壇	3 工 場 製 作 工	3		刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所に1回 〔仮組立時〕		2 河 川 編	5 壇	3 工 場 製 作 工	3		刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所に1回 〔仮組立時〕	
2 河 川 編	5 壇	3 工 場 製 作 工	4		桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕		2 河 川 編	5 壇	3 工 場 製 作 工	4		桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
2 河 川 編	5 壇	3 工 場 製 作 工	5		検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕		2 河 川 編	5 壇	3 工 場 製 作 工	5		検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
2 河 川 編	5 壇	3 工 場 製 作 工	6		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕		2 河 川 編	5 壇	3 工 場 製 作 工	6		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
2 河 川 編	5 壇	3 工 場 製 作 工	7		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕		2 河 川 編	5 壇	3 工 場 製 作 工	7		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
2 河 川 編	5 壇	3 工 場 製 作 工	8		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕		2 河 川 編	5 壇	3 工 場 製 作 工	8		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
2 河 川 編	5 壇	3 工 場 製 作 工	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕		2 河 川 編	5 壇	3 工 場 製 作 工	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
2 河 川 編	5 壇	3 工 場 製 作 工	10		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕		2 河 川 編	5 壇	3 工 場 製 作 工	10		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
2 河 川 編	5 壇	3 工 場 製 作 工	11 鑄 造 工	1	金属支承工	製作状況	適宜 〔製作中〕		2 河 川 編	5 壇	3 工 場 製 作 工	11 鑄 造 費	1	金属支承工	製作状況	適宜 〔製作中〕	
2 河 川 編	5 壇	3 工 場 製 作 工	11 鑄 造 工	2	大型ゴム支承工	製作状況	適宜 〔製作中〕		2 河 川 編	5 壇	3 工 場 製 作 工	11 鑄 造 費	2	大型ゴム支承工	製作状況	適宜 〔製作中〕	
備考		誤植訂正															

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定								(旧) 令和5年10月版									
7 写真管理基準 第2編 河川編 第5章 堤 第4節 可動堰本体工								7 写真管理基準 第2編 河川編 第5章 堤 第4節 可動堰本体工									
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
2 河 川 編	5 堰	3 工 場 製 作 工	12		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適 宜)	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕		2 河 川 編	5 堰	3 工 場 製 作 工	12		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適 宜)	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕	
2 河 川 編	5 堰	3 工 場 製 作 工	13		仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕		2 河 川 編	5 堰	3 工 場 製 作 工	13		仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
2 河 川 編	5 堰	3 工 場 製 作 工	14		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕		2 河 川 編	5 堰	3 工 場 製 作 工	14		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	
2 河 川 編	5 堰	4 可 動 堰 本 体 工	3		既製杭工	1-3-4-4 既製杭工に準ずる。			2 河 川 編	5 堰	4 可 動 堰 本 体 工	3		既製杭工	1-3-4-4 既製杭工に準ずる。		
2 河 川 編	5 堰	4 可 動 堰 本 体 工	4		場所打杭工		1-3-4-5 場所打杭工に準ずる。		2 河 川 編	5 堰	4 可 動 堰 本 体 工	4		場所打杭工		1-3-4-5 場所打杭工に準ずる。	
2 河 川 編	5 堰	4 可 動 堰 本 体 工	5		オープンケーソン基礎工		1-3-4-7 オープンケーソン基礎工に準ずる。		2 河 川 編	5 堰	4 可 動 堰 本 体 工	5		オープンケーソン基礎工		1-3-4-7 オープンケーソン基礎工に準ずる。	
2 河 川 編	5 堰	4 可 動 堰 本 体 工	6		ニューマチックケーソン 基礎工		1-3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工に準ずる。		2 河 川 編	5 堰	4 可 動 堰 本 体 工	6		ニューマチックケーソン 基礎工		1-3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工に準ずる。	
2 河 川 編	5 堰	4 可 動 堰 本 体 工	7		矢板工		1-3-3-4 矢板工に準ずる。		2 河 川 編	5 堰	4 可 動 堰 本 体 工	7		矢板工		1-3-3-4 矢板工に準ずる。	
2 河 川 編	5 堰	4 可 動 堰 本 体 工	8 9 10 11 12 13 14		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 水叩工 閘門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所に1回 〔施工後〕		2 河 川 編	5 堰	4 可 動 堰 本 体 工	8 9 10 11 12 13 14		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 水叩工 閘門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
備考		表現の変更															

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定								(旧) 令和5年10月版									
7 写真管理基準 第2編 河川編 第7章 床止め 第4節 護床工								7 写真管理基準 第2編 河川編 第7章 床止め 第4節 護床工									
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
2 河川編	7 床止め	3 床止め工	4		既製杭工		1-3-4-4 既製杭工に準ずる。		2 河川編	7 床止め	3 床止め工	4		既製杭工		1-3-4-4 既製杭工に準ずる。	
2 河川編	7 床止め	3 床止め工	5		矢板工		1-3-3-4 矢板工に準ずる。		2 河川編	7 床止め	3 床止め工	5		矢板工		1-3-3-4 矢板工に準ずる。	
2 河川編	7 床止め	3 床止め工	6 本体工	1	床固め本体工	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		2 河川編	7 床止め	3 床止め工	6 本体工	1	床固め本体工	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
2 河川編	7 床止め	3 床止め工	6 本体工	2	植石張り		1-3-5-5 石積（張）工に準ずる。		2 河川編	7 床止め	3 床止め工	6 本体工	2	植石張り		1-3-5-5 石積（張）工に準ずる。	
2 河川編	7 床止め	3 床止め工	6 本体工	3	根固めブロック	数量	全数量 〔製作後〕		2 河川編	7 床止め	3 床止め工	6 本体工	3	根固めブロック	数量	全数量 〔製作後〕	
2 河川編	7 床止め	3 床止め工	6 本体工			ブロックの 形状寸法	形状寸法が変わる毎に1回 〔製作後〕		2 河川編	7 床止め	3 床止め工	6 本体工		根固めブロック	ブロックの 形状寸法	形状寸法が変わる毎に1回 〔製作後〕	
2 河川編	7 床止め	3 床止め工	7		取付擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕		2 河川編	7 床止め	3 床止め工	7		取付擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
2 河川編	7 床止め	3 床止め工				厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕		2 河川編	7 床止め	3 床止め工				厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
2 河川編	7 床止め	3 床止め工	8 水叩工	1	水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		2 河川編	7 床止め	3 床止め工	8 水叩工	1	水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
2 河川編	7 床止め	3 床止め工	8 水叩工	2	巨石張り	胴込裏込厚	100m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕		2 河川編	7 床止め	3 床止め工	8 水叩工	2	巨石張り	胴込裏込厚	100m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
2 河川編	7 床止め	3 床止め工				法長	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		2 河川編	7 床止め	3 床止め工	8 水叩工			法長	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
2 河川編	7 床止め	3 床止め工	8 水叩工	3	根固めブロック	数量	全数量 〔製作後〕		2 河川編	7 床止め	3 床止め工	8 水叩工	3	根固めブロック	数量	全数量 〔製作後〕	
2 河川編	7 床止め	3 床止め工				ブロックの形状 寸法	形状寸法が変わる毎に1回 〔製作後〕		2 河川編	7 床止め	3 床止め工	8 水叩工		根固めブロック	ブロックの形状 寸法	形状寸法が変わる毎に1回 〔製作後〕	
2 河川編	7 床止め	4 護床工	3		根固めブロック	数量	全数量 〔製作後〕		2 河川編	7 床止め	4 護床工	3		根固めブロック	数量	全数量 〔製作後〕	
2 河川編	7 床止め	4 護床工				ブロックの形状 寸法	形状寸法が変わる毎に1回 〔製作後〕		2 河川編	7 床止め	4 護床工	3			ブロックの形状 寸法	形状寸法が変わる毎に1回 〔製作後〕	
2 河川編	7 床止め	4 護床工	5		捨石工	幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		2 河川編	7 床止め	4 護床工	5		捨石工	幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
2 河川編	7 床止め	4 護床工	6		沈床工	格子寸法 厚さ・幅 割石状況 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		2 河川編	7 床止め	4 護床工	6		沈床工	格子寸法 厚さ・幅 割石状況	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
2 河川編	7 床止め	4 護床工	7 かご工	1	じゃかご	法長 厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		2 河川編	7 床止め	4 護床工	7 かご工	1	じゃかご	法長 厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
2 河川編	7 床止め	4 護床工	7 かご工	2	ふとんかご	高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		2 河川編	7 床止め	4 護床工	7 かご工	2	ふとんかご	高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定								(旧) 令和5年10月版									
7 写真管理基準 第4編 砂防編 第1章 砂防えん堤 第6節 護床工・護岸工								7 写真管理基準 第4編 砂防編 第1章 砂防えん堤 第6節 護床工・護岸工									
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕							撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
4 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤 工	5 製 え ん 堤 工	4	1	鋼製えん堤本体工 (不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		4 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤 工	5 製 え ん 堤 工	4	1	鋼製えん堤本体工 (不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤 工	5 製 え ん 堤 工	4	2	鋼製えん堤本体工 (透過型)	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		4 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤 工	5 製 え ん 堤 工	4	2	鋼製えん堤本体工 (透過型)	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤 工	5 製 え ん 堤 工	5		鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		4 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤 工	5 製 え ん 堤 工	5		鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤 工	5 製 え ん 堤 工	6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		4 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤 工	5 製 え ん 堤 工	6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤 工	5 製 え ん 堤 工	7		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		4 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤 工	5 製 え ん 堤 工	7		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤 工	5 製 え ん 堤 工	8		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕		4 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤 工	5 製 え ん 堤 工	8		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	
4 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤 工	5 製 え ん 堤 工	8			素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕										
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕		4 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤 工	5 製 え ん 堤 工	8		塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕		
4 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤 工	6 護 床 工 ・ 護 岸 工	3		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕		4 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤 工	6 護 床 工 ・ 護 岸 工	3		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
4 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤 工	6 護 床 工 ・ 護 岸 工	5		沈床工	ブロックの 形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕		4 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤 工	6 護 床 工 ・ 護 岸 工	3		ブロックの 形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕		
4 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤 工	6 護 床 工 ・ 護 岸 工	6 か ご 工	1	じゃかご工	法長 厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		4 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤 工	6 護 床 工 ・ 護 岸 工	5		沈床工	法長 厚さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
4 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤 工	6 護 床 工 ・ 護 岸 工	6 か ご 工	2	ふとんかご工	高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		4 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤 工	6 護 床 工 ・ 護 岸 工	6 か ご 工	1	じゃかご工	法長 厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
4 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤 工	6 護 床 工 ・ 護 岸 工	6 か ご 工	2	ふとんかご工	高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		4 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤 工	6 護 床 工 ・ 護 岸 工	6 か ご 工	2	ふとんかご工	高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定								(旧) 令和5年10月版									
7 写真管理基準 第4編 砂防編 第2章 溪流保全 第4節 床固め工								7 写真管理基準 第4編 砂防編 第2章 溪流保全 第4節 床固め工									
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	3 護 岸 工	5		法留基礎工		1-3-4-3 法留基礎工に準ずる。		4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	3 護 岸 工	5		法留基礎工		1-3-4-3 法留基礎工に準ずる。	
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	3 護 岸 工	6		護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕		4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	3 護 岸 工	6		護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	3 護 岸 工	7		植生工		1-3-3-7 植生工に準ずる。		4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	3 護 岸 工	7		植生工		1-3-3-7 植生工に準ずる。	
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	4 床 固 め 工	3		床固め本体工	天端部堤幅 水通しの幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	4 床 固 め 工	3		床固め本体工	天端部堤幅 水通しの幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	4 床 固 め 工	4		垂直壁工	天端部堤幅 水通しの幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	4 床 固 め 工	4		垂直壁工	天端部堤幅 水通しの幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	4 床 固 め 工	5		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	4 床 固 め 工	5		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	4 床 固 め 工	6		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	4 床 固 め 工	6		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	4 床 固 め 工	7 魚 道 工		魚道工	幅 高さ 厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕										
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	7 護 床 工 ・ 根 固 め 工	3		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作 後〕		4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	7 護 床 工 ・ 根 固 め 工	3		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作 後〕	
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	7 護 床 工 ・ 根 固 め 工	5		捨石工	天端幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工 後〕		4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	7 護 床 工 ・ 根 固 め 工	5		捨石工	天端幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工 後〕	
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	7 護 床 工 ・ 根 固 め 工	7 か ご 工	1	じゃかご工	法長 厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工 後〕		4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	7 護 床 工 ・ 根 固 め 工	7 か ご 工	1	じゃかご工	法長 厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工 後〕	

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定								(旧) 令和5年10月版									
7 写真管理基準 第4編 砂防編 第3章 地すべり・急傾斜 第8節 擁壁工								7 写真管理基準 第4編 砂防編 第3章 地すべり・急傾斜 第8節 擁壁工									
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
4 砂 防 編	3 地 すべ り・ 急 傾 斜	8 擁 壁 工	3		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所に1回〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」による場合は1工事に1回		4 砂 防 編	3 地 すべ り・ 急 傾 斜	8 擁 壁 工	3		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所に1回〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」による場合は1工事に1回	
						厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」による場合は1工事に1回								厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」による場合は1工事に1回	
4 砂 防 編	3 地 すべ り・ 急 傾 斜	8 擁 壁 工	4		プレキャスト擁壁工	据付状況	100m又は1施工箇所に1回〔埋戻前〕		4 砂 防 編	3 地 すべ り・ 急 傾 斜	8 擁 壁 工	4		プレキャスト擁壁工	据付状況	100m又は1施工箇所に1回〔埋戻前〕	
4 砂 防 編	3 地 すべ り・ 急 傾 斜	8 擁 壁 工	5		補強土壁工	高さ 鉛直度	100m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		4 砂 防 編	3 地 すべ り・ 急 傾 斜	8 擁 壁 工	5		補強土壁工	高さ 鉛直度	100m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	
4 砂 防 編	3 地 すべ り・ 急 傾 斜	8 擁 壁 工	6		既製杭工		1-3-4-4 既製杭工に準ずる。		4 砂 防 編	3 地 すべ り・ 急 傾 斜	8 擁 壁 工	6		既製杭工		1-3-4-4 既製杭工に準ずる。	
4 砂 防 編	3 地 すべ り・ 急 傾 斜	8 擁 壁 工	7		井桁ブロック工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所に1回〔施工中〕		4 砂 防 編	3 地 すべ り・ 急 傾 斜	8 擁 壁 工	7		井桁ブロック工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所に1回〔施工中〕	
						法長 厚さ	100m又は1施工箇所に1回〔施工中〕								法長 厚さ	100m又は1施工箇所に1回〔施工中〕	
4 砂 防 編	3 急 傾 斜 すべ り	8 擁 壁 工	8		小型擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所に1回〔施工中〕		4 砂 防 編	3 地 すべ り・ 急 傾 斜	8 擁 壁 工	8		小型擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所に1回〔施工中〕	
						幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕								幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
4 砂 防 編	3 急 傾 斜 すべ り	8 擁 壁 工	9		落石防護柵工	高さ	100m又は1施工箇所に1回〔施工中〕		4 砂 防 編	3 急 傾 斜 すべ り	8 擁 壁 工	9		落石防護柵工	高さ	100m又は1施工箇所に1回〔施工中〕	
4 砂 防 編	3 地 すべ り・ 急 傾 斜	9 地 下 水 遮 断 工	3		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所に1回〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」による場合は1工事に1回		4 砂 防 編	3 地 すべ り・ 急 傾 斜	9 地 下 水 遮 断 工	3		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所に1回〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」による場合は1工事に1回	
						厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」による場合は1工事に1回								厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」による場合は1工事に1回	
備考		誤植訂正															

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定								(旧) 令和5年10月版										
7 写真管理基準 第5編 道路編 第1章 道路改良 第3節 工場製作工								7 写真管理基準 第5編 道路編 第1章 道路改良 第3節 工場製作工										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
5 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所に1回 〔製作後〕		5 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所に1回 〔製作後〕		
5 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作	2	2	工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕		5 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作	2	2	工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕		
						素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕								ケレン材料 (塗替)	部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕								塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕		
5 道路 編	1 道路 改良	4 法面工	2		植生工		1-3-3-7 植生工に準ずる。		5 道路 編	1 道路 改良	4 法面工	2		植生工		1-3-3-7 植生工に準ずる。		
5 道路 編	1 道路 改良	4 法面工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)		1-3-3-6 吹付工に準ずる。		5 道路 編	1 道路 改良	4 法面工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)		1-3-3-6 吹付工に準ずる。		
5 道路 編	1 道路 改良	4 法面工	4		法枠工		1-3-3-5 法枠工に準ずる。		5 道路 編	1 道路 改良	4 法面工	4		法枠工		1-3-3-5 法枠工に準ずる。		
5 道路 編	1 道路 改良	4 法面工	8 9		アンカーエ PC法枠工	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕		5 道路 編	1 道路 改良	4 法面工	8 9		アンカーエ PC法枠工	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕		
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕								配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
5 道路 編	1 道路 改良	4 法面工	10 かご工	1	じゃかご	法長 厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		5 道路 編	1 道路 改良	4 法面工	10 かご工	1	じゃかご	法長 厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
5 道路 編	1 道路 改良	4 法面工	10 かご工	2	ふとんかご	高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		5 道路 編	1 道路 改良	4 法面工	10 かご工	2	ふとんかご	高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
5 道路 編	1 道路 改良	5 擁壁工	5		既製杭工		1-3-4-4 既製杭工に準ずる。		5 道路 編	1 道路 改良	5 擁壁工	5		既製杭工		1-3-4-4 既製杭工に準ずる。		
5 道路 編	1 道路 改良	5 擁壁工	6		場所打杭工		1-3-4-5 場所打杭工に準ずる。		5 道路 編	1 道路 改良	5 擁壁工	6		場所打杭工		1-3-4-5 場所打杭工に準ずる。		
5 道路 編	1 道路 改良	5 擁壁工	7		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回		5 道路 編	1 道路 改良	5 擁壁工	7		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回		
						幅 高さ 厚さ	100m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回							幅 高さ 厚さ	100m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回			
5 道路 編	1 道路 改良	5 擁壁工	8		プレキャスト擁壁工	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕		5 道路 編	1 道路 改良	5 擁壁工	8		プレキャスト擁壁工	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕		
備考		誤植訂正																

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定								(旧) 令和5年10月版									
7 写真管理基準 第5編 道路編 第1章 道路改良 第7節 水路工								7 写真管理基準 第5編 道路編 第1章 道路改良 第7節 水路工									
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]								撮影項目	撮影頻度 [時期]	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工	9		補強土壁工	高さ 鉛直度	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		5 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工	9		補強土壁工	高さ 鉛直度	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工	10		井桁ブロック工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕		5 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工	10		井桁ブロック工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工				法長 厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		5 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工				法長 厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工	11		小型擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕		5 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工	11		小型擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工				幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		5 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工				幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	6 カル バ ー ト 工	8		場所打カルバート工	厚さ 幅 (内空) 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕		5 道 路 編	1 道 路 改 良	6 カル バ ー ト 工	8		場所打カルバート工	厚さ 幅 (内空) 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	6 カル バ ー ト 工	9		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕		5 道 路 編	1 道 路 改 良	6 カル バ ー ト 工	9		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	6 カル バ ー ト 工				※幅 ※高さ	100m又は1施工箇所に1回 (※印は場所打ち のある場合) 〔埋戻し前〕		5 道 路 編	1 道 路 改 良	6 カル バ ー ト 工				※幅 ※高さ	100m又は1施工箇所に1回 (※印は場所打ち のある場合) 〔埋戻し前〕	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 水 路 工	2 側 溝 工	1 2 3	プレキャストU型側溝 コルゲートフリューム 自由勾配側溝	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕		5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 水 路 工	2 側 溝 工	1 2 3	側溝工 (プレキャストU型側溝) (コルゲートフリューム) (自由勾配側溝)	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 水 路 工	3		地下排水工	幅 深さ	100m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕		5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 水 路 工	3		地下排水工	幅 深さ	100m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 水 路 工	4		縦断管渠工	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕		5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 水 路 工	4		縦断管渠工	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 水 路 工	5		集水ます・マンホール工	※厚さ ※幅 ※高さ 施工状況	道路延長100m又は1施工箇所に1回 (※印は現 場打ちがある場合) 〔型枠取外し後〕 〔埋戻し前〕		5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 水 路 工	5		集水ます・マンホール工	※厚さ ※幅 ※高さ 施工状況	道路延長100m又は1施工箇所に1回 (※印は現 場打ちがある場合) 〔型枠取外し後〕 〔埋戻し前〕	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 水 路 工	7		現場打水路工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕		5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 水 路 工	7		現場打水路工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	8 落 石 雪 害 防 止 工	3		落石防護網工	幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕		5 道 路 編	1 道 路 改 良	8 落 石 雪 害 防 止 工	3		落石防護網工	幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

備考

誤植訂正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定								(旧) 令和5年10月版									
7 写真管理基準 第5編 道路編 第2章 補装 第5節 補装工								7 写真管理基準 第●編 ●●編 第●章 ●●●● 第●節 ●●●									
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
5 道路 編	2 舗装	5 舗装工	6 半 たわ み舗 装工	3	上層路盤工 セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕		5 道路 編	2 舗装	5 舗装工	6 半 たわ み舗 装工	3	上層路盤工 セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
5 道路 編	2 舗装	5 舗装工	6 半 たわ み舗 装工	4	加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕		5 道路 編	2 舗装	5 舗装工	6 半 たわ み舗 装工	4	加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
5 道路 編	2 舗装	5 舗装工	6 半 たわ み舗 装工	5	基層工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕		5 道路 編	2 舗装	5 舗装工	6 半 たわ み舗 装工	5	基層工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
5 道路 編	2 舗装	5 舗装工	6 半 たわ み舗 装工	6	表層工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕		5 道路 編	2 舗装	5 舗装工	6 半 たわ み舗 装工	6	表層工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕								平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
						浸透性ミルク 注入状況	200mに1回 〔注入時〕								浸透性ミルク 注入状況	200mに1回 〔注入中〕	
5 道路 編	2 舗装	5 舗装工	7 半 たわ み舗 装工	1	下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕		5 道路 編	2 舗装	5 舗装工	7 半 たわ み舗 装工	1	下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
5 道路 編	2 舗装	5 舗装工	7 半 たわ み舗 装工	2	上層路盤工 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕		5 道路 編	2 舗装	5 舗装工	7 半 たわ み舗 装工	2	上層路盤工 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
5 道路 編	2 舗装	5 舗装工	7 半 たわ み舗 装工	3	上層路盤工 セメント(石灰) 安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕		5 道路 編	2 舗装	5 舗装工	7 半 たわ み舗 装工	3	上層路盤工 セメント(石灰) 安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
5 道路 編	2 舗装	5 舗装工	7 半 たわ														

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定							(旧) 令和5年10月版										
7 写真管理基準 第5編 道路編 第3章 橋梁下部 第3節 工場製作工							7 写真管理基準 第5編 道路編 第3章 橋梁下部 第3節 工場製作工										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕							撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
5 道路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	2		刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所に1回 〔仮組立時〕		5 道路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	2		刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所に1回 〔仮組立時〕	
5 道路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		綱製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕		5 道路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3	2	綱製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕							製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕							仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
5 道路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	4		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		5 道路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	4		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
5 道路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	5		仮設材製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕		5 道路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	5		仮設材製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	1脚に1回又は1工事に1回 〔製作中〕							製作状況	1脚に1回又は1工事に1回 〔製作中〕		
5 道路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	6		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕		5 道路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	6		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	
						素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕							素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕							塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕		
5 道路 編	3 橋 梁 下 部	4 橋 台 工	5		既製杭工		1-3-4-4 既製杭工に準ずる。		5 道路 編	3 橋 梁 下 部	4 橋 台 工	5		既製杭工		1-3-4-4 既製杭工に準ずる。	
5 道路 編	3 橋 梁 下 部	4 橋 台 工	6		場所打杭工		1-3-4-5 場所打杭工に準ずる。		5 道路 編	3 橋 梁 下 部	4 橋 台 工	6		場所打杭工		1-3-4-5 場所打杭工に準ずる。	
5 道路 編	3 橋 梁 下 部	4 橋 台 工	7		深基礎工		1-3-4-6 深基礎工に準ずる。		5 道路 編	3 橋 梁 下 部	4 橋 台 工	7		深基礎工		1-3-4-6 深基礎工に準ずる。	
5 道路 編	3 橋 梁 下 部	4 橋 台 工	8		オープンケーション 基礎工		1-3-4-7 オープンケーション基礎工に準ずる。		5 道路 編	3 橋 梁 下 部	4 橋 台 工	8		オープンケーション 基礎工		1-3-4-7 オープンケーション基礎工に準ずる。	
5 道路 編	3 橋 梁 下 部	4 橋 台 工	9		ニューマチックケーション 基礎工		1-3-4-8 ニューマチックケーション基礎工に準ずる。		5 道路 編	3 橋 梁 下 部	4 橋 台 工	9		ニューマチックケーション 基礎工		1-3-4-8 ニューマチックケーション基礎工に準ずる。	
5 道路 編	3 橋 梁 下 部	4 橋 台 工	10		躯体工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」により出来形管理資料を 提出する場合は、出来形計測状況を1工事 1回		5 道路 編	3 橋 梁 下 部	4 橋 台 工	10		躯体工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」により出来形管理資料を 提出する場合は、出来形計測状況を1工事 1回	
備考		誤植訂正															

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定								(旧) 令和5年10月版																		
7 写真管理基準 第5編 道路編 第3章 橋梁下部 第6節 鋼橋橋脚工								7 写真管理基準 第5編 道路編 第3章 橋梁下部 第6節 鋼橋橋脚工																		
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要									
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕										
5 道路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	5		既製杭工		1-3-4-4 既製杭工に準ずる。		5 道路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	5		既製杭工		1-3-4-4 既製杭工に準ずる。										
5 道路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	6		場所打杭工		1-3-4-5 場所打杭工に準ずる。		5 道路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	6		場所打杭工		1-3-4-5 場所打杭工に準ずる。										
5 道路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	7		深礎工		1-3-4-6 深礎工に準ずる。		5 道路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	7		深礎工		1-3-4-6 深礎工に準ずる。										
5 道路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	8		オープンケーソン基礎工		1-3-4-7 オープンケーソン基礎工に準ずる。		5 道路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	8		オープンケーソン基礎工		1-3-4-7 オープンケーソン基礎工に準ずる。										
5 道路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	9		ニューマチックケーソン基礎工		1-3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工に準ずる。		5 道路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	9		ニューマチックケーソン基礎工		1-3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工に準ずる。										
5 道路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	10		鋼管矢板基礎工		1-3-4-9 鋼管基礎工に準ずる。		5 道路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	10		鋼管矢板基礎工		1-3-4-9 鋼管基礎工に準ずる。										
5 道路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	11	1 2 3	張出式 重力式 半重力式	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）」により出来形管理資料を 提出する場合は、出来形計測状況を1工事 1回		5 道路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	11 R C 軸 体 工	1 2 3	張出式 重力式 半重力式	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）」により出来形管理資料を 提出する場合は、出来形計測状況を1工事 1回		5 道路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	11 R C 橋 脚 工	1 2 3	張出式 重力式 半重力式	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）」により出来形管理資料を 提出する場合は、出来形計測状況を1工事 1回	
5 道路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	11	4	ラーメン式	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）」により出来形管理資料を 提出する場合は、出来形計測状況を1工事 1回		5 道路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	11 R C 軸 体 工	4	ラーメン式	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）」により出来形管理資料を 提出する場合は、出来形計測状況を1工事 1回		5 道路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	11 R C 橋 脚 工	4	ラーメン式	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）」により出来形管理資料を 提出する場合は、出来形計測状況を1工事 1回	
5 道路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	5		既製杭工		1-3-4-4 規制杭工に準ずる。		5 道路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	5		既製杭工		1-3-4-4 規制杭工に準ずる。										
5 道路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	6		場所打杭工		1-3-4-5 場所打杭工に準ずる。		5 道路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	6		場所打杭工		1-3-4-5 場所打杭工に準ずる。										
備考		誤植訂正																								

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定								(旧) 令和5年10月版									
7 写真管理基準 第5編 道路編 第3章 橋梁下部 第6節 鋼橋橋脚工								7 写真管理基準 第5編 道路編 第3章 橋梁下部 第6節 鋼橋橋脚工									
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
5 道路 編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	7		深基礎工		1-3-4-6 深基礎工に準ずる。		5 道路 編	3 橋梁下部	5 鋼製橋脚工	7		深基礎工		1-3-4-6 深基礎工に準ずる。	
5 道路 編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	8		オープンケーソン基礎工		1-3-4-7 オープンケーソン基礎工に準ずる。		5 道路 編	3 橋梁下部	5 鋼製橋脚工	8		オープンケーソン基礎工		1-3-4-7 オープンケーソン基礎工に準ずる。	
5 道路 編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	9		ニューマチックケーソン基礎工		1-3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工に準ずる。		5 道路 編	3 橋梁下部	5 鋼製橋脚工	9		ニューマチックケーソン基礎工		1-3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工に準ずる。	
5 道路 編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	10		鋼管矢板基礎工		1-3-4-9 鋼管矢板基礎工に準ずる。		5 道路 編	3 橋梁下部	5 鋼製橋脚工	10		鋼管矢板基礎工		1-3-4-9 鋼管矢板基礎工に準ずる。	
5 道路 編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	11	1 2	橋脚フーチング工 (I型) (T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外後〕		5 道路 編	3 橋梁下部	5 鋼製橋脚工	11 1 2		橋脚フーチング工 (I型) (T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外後〕	
5 道路 編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	11	3	橋脚フーチング工 (門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外後〕		5 道路 編	3 橋梁下部	5 鋼製橋脚工	11 3		橋脚フーチング工 (門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外後〕	
5 道路 編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	12	1	橋脚架設工 (I型) (T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕		5 道路 編	3 橋梁下部	5 鋼製橋脚工	12 1		橋脚架設工 (I型) (T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	
5 道路 編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	12	2	橋脚架設工 (門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕		5 道路 編	3 橋梁下部	5 鋼製橋脚工	12 2		橋脚架設工 (門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	
5 道路 編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	13		現場継手工	継手部の すき間	1施工箇所に1回 〔施工後〕		5 道路 編	3 橋梁下部	5 鋼製橋脚工	13		現場継手工	継手部の すき間	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
5 道路 編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	14		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕		5 道路 編	3 橋梁下部	5 鋼製橋脚工	14		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	
5 道路 編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工				素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕		5 道路 編	3 橋梁下部	5 鋼製橋脚工			素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕		
5 道路 編	3 橋梁下部	7 護岸工		3	コンクリートブロック工		塗装状況 各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕		5 道路 編	3 橋梁下部	7 護岸工	3		コンクリートブロック工	塗装状況 各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕		
5 道路 編	3 橋梁下部						1-3-5-3 コンクリートブロック工に準ずる。		5 道路 編	3 橋梁下部				1-3-5-3 コンクリートブロック工に準ずる。			
備考		誤植訂正															

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和6年10月版一部改定								(旧) 令和5年10月版									
7 写真管理基準 第5編 道路編 第11章 電線共同溝 第3節 電線共同溝工								7 写真管理基準 第5編 道路編 第11章 電線共同溝 第3節 電線共同溝工									
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
5 道路 編	10 共同 溝	3 工場 製作 工	3		工場塗装工	材料使用量 (塗装缶)	全数量 〔使用前後〕		5 道路 編	10 共同 溝	3 工場 製作 工	3		工場塗装工	材料使用量 (塗装缶)	全数量 〔使用前後〕	
						素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕								素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕								塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕	
5 道路 編	10 共同 溝	5 現場 打ち構築 工	2		現場打ち躯体工	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕		5 道路 編	10 共同 溝	5 現場 打ち構築 工	2		現場打ち躯体工	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
5 道路 編	10 共同 溝	5 現場 打ち構築 工	5		カラー継手工	厚さ 幅 長さ	1施工箇所に1回 〔設置後〕		5 道路 編	10 共同 溝	5 現場 打ち構築 工	5 継 手 工		カラー継手工	厚さ 幅 長さ	1施工箇所に1回 〔設置後〕	
5 道路 編	10 共同 溝	5 現場 打ち構築 工	6 防 水 工	1	防水	幅	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		5 道路 編	10 共同 溝	5 現場 打ち構築 工	6 防 水 工	1	防水	幅	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
5 道路 編	10 共同 溝	5 現場 打ち構築 工	6 防 水 工	2	防水保護工	厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		5 道路 編	10 共同 溝	5 現場 打ち構築 工	6 防 水 工	2	防水保護工	厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
5 道路 編	10 共同 溝	5 現場 打ち構築 工	6 防 水 工	3	防水壁	高さ 幅 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕		5 道路 編	10 共同 溝	5 現場 打ち構築 工	6 防 水 工	3	防水壁	高さ 幅 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
5 道路 編	10 共同 溝	6 プレ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕		5 道路 編	10 共同 溝	6 プレ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	
5 道路 編	11 電 線 共 同 溝	3 電 線 共 同 溝 工	2 管 路 工		管路工	敷設状況	100m又は1施工箇所に1回 〔敷設後〕		5 道路 編	11 電 線 共 同 溝	3 電 線 共 同 溝 工	2 管 路 工		管路工	敷設状況	100m又は1施工箇所に1回 〔敷設後〕	

備考

誤植訂正